

令和3年3月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年3月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年3月5日 午前9時宣告

開 議 令和3年3月5日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	7番	森	正彦
	8番	片岡	勝一	9番	松浦 隆起	10番	岡村	統正
	11番	中村	卓司	12番	永田 耕朗	13番	西村	清勇
	14番	藤原	健祐					

欠席議員 6番 邑田 昌平

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 5 番 坂本 玲子 7 番 森 正彦

令和3年3月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和3年 3月 5日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | | 諸 般 の 報 告 |
| 日程第4 | | 行 政 報 告 |
| 日程第5 | 同意案第1号 | 佐川町監査委員の選任について |
| 日程第6 | 報告第1号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 日程第7 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（香南市立野市東保育所を本町民の使用に供させることについての協定書の締結について） |
| 日程第8 | 議案第3号 | 令和2年度佐川町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第9 | 議案第4号 | 令和2年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第5号 | 令和2年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第6号 | 令和2年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第12 | 議案第7号 | 令和2年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第8号 | 令和2年度佐川町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第9号 | 令和2年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第3号） |

日程第 15	議案第 10 号	令和 3 年度佐川町一般会計予算
日程第 16	議案第 11 号	令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計予算
日程第 17	議案第 12 号	令和 3 年度佐川町学校給食特別会計予算
日程第 18	議案第 13 号	令和 3 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 19	議案第 14 号	令和 3 年度佐川町介護保険特別会計予算
日程第 20	議案第 15 号	令和 3 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 21	議案第 16 号	令和 3 年度佐川町水道事業会計予算
日程第 22	議案第 17 号	令和 3 年度佐川町病院事業特別会計予算
日程第 23	議案第 18 号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 19 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 20 号	佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 26	議案第 21 号	集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 22 号	ロ 4 8 1 号客車展示施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 28	議案第 23 号	佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 29	議案第 24 号	旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 30	議案第 25 号	佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 31	議案第 26 号	佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 32	議案第 27 号	佐川町地域振興基金条例の制定について
日程第 33	議案第 28 号	佐川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改

日程第 34	議案第 29 号	正する条例の制定について 債権の放棄について
日程第 35	議案第 30 号	佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 36	議案第 31 号	佐川町在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 37	議案第 32 号	佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 38	議案第 33 号	佐川町立保育所使用に関する協定書の締結について
日程第 39	議案第 34 号	佐川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について
日程第 40	議案第 35 号	佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
日程第 41	議案第 36 号	佐川町総合文化センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 42	議案第 37 号	旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定について
日程第 43	議案第 38 号	富士見町公民館の指定管理者の指定について
日程第 44	議案第 39 号	三野公民館の指定管理者の指定について
日程第 45	議案第 40 号	池田団地集会所の指定管理者の指定について
日程第 46	議案第 41 号	ロ 481 号客車展示施設の指定管理者の指定について
日程第 47	議案第 42 号	佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について
日程第 48	議案第 43 号	ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
日程第 49	議案第 44 号	佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について
日程第 50	議案第 45 号	令和 2 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまから、令和３年３月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は１３人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、邑田昌平議員から今議会中の病気による欠席届が出ておりますので、お知らせをしておきます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、５番、坂本玲子君、７番、森正彦君を指名します。

日程第２、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。３月定例会の会期及び運営につきまして、３月１日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日、３月５日を開会日とし、議案の上程までとします。６日土曜日、７日日曜日は休会とします。８日月曜日、９日火曜日は一般質問を行います。１０日水曜日、１１日木曜日は予算勉強会及び議会活性化協議会、議員全員協議会開催のため休会とします。１２日金曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は３月５日から１２日までの８日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営については議長に一任いたしますので、よろしくお願いをいたします。

議長（岡村統正君）

お諮りします。

本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から３月１２日までの８日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１２日までの８日間に決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

１２月定例会後の重立ったものについて報告します。

初めに、1月10日、新春恒例のえびす祭りが行われました。参加いたしてきました。本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、恒例のおなばれは中止となりました。限られた参加者の中で神事のみ執り行われました。例年のようなにぎやかなお祭りとはなりませんでしたが、1日も早いウイルスの収束を願い、商工業の振興、佐川町の発展を祈願してきたところであります。

同日、令和3年佐川町成人式が桜座で開催され、議会を代表して出席してきました。一時は式典開催も懸念されたようでしたが、会場は密を避ける配慮を徹底し、大過なく無事終えることができました。コロナ禍に負けない新成人の決意を聞きながら、新たな門出に拍手をもってたたえ、お祝いとさせていただきました。

2月27日、第72回町村議会議長会定期総会が高知県自治会館で開催され、事務局と出席をしてきました。総会に先立ち、全国町村議会議長会から表彰状伝達式が行われました。被表彰者5名を代表いたしまして、私が謝辞を述べ、伝達を賜ったところあります。定期総会では、会務報告など報告3件と令和3年度議長会運営方針、一般会計予算など3議案が審議され、いずれも原案どおり決定をされました。

引き続き、高知県町村長町村議会議長大会がザ・クラウンパレス新阪急高知で開催されました。この大会は執行部と議会が一体となった取り組みで、地方財政の充実、強化について6項目、農林水産業、地域の活力創造について13項目、南海トラフ地震対策及び防災減災対策の推進について12項目、医療福祉施策の充実強化について15項目、交通基盤等インフラ整備の促進について4項目を決議いたしました。また、地方創生のさらなる推進に向けてと、参議院議員選挙区の合区の見直し、また、新型コロナウイルス感染症対策拡大防止に関する3本の特別決議を行い、高知県県選出国會議員、関係行政機関へ実行運動を展開していくことを決定いたしました。

2月28日、中土佐町合併15周年及び新庁舎落成式典が中土佐町立久礼中学校で開催され、出席しました。新庁舎は災害に備えた工夫が随所にうかがえ、バリアフリーで人に優しいつくりとなっていました。大規模災害に備え、高台へ移転された新庁舎と同時に、高幡消防組合中土佐分署、消防団中央分団や保育所も新たに移転建設されていました。この場所には既に小中学校もあることから、防災救急の砦となる機能等、日常生活の安心安全が一体的に集約され、

まさに地域の方々の包括的な命を守る拠点エリアであると拝見をしてきました。地理的条件は違えども、当町でも起こりうる有事に備え、足下から万全の体制を整える必要があると再確認をいたしました。

3月3日、高吾北広域町村事務組合議会第1回定例会が招集され、事務局より報告を受けました。提出されました議案は条例案2件、令和2年度補正予算案3件、令和3年度高吾北広域町村事務組合一般会計及び特別会計予算案5件でありました。全ての議案が原案のとおり可決をされました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は議員の皆様方の御出席をいただき、令和3年3月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日ごろは町政運営につきまして、御指導御協力をいただきまして、改めて御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルスのワクチン接種体制について報告いたします。佐川町では住民の皆様様のワクチン接種をスムーズに進めるため、健康福祉課内に7名のチームを編成し、接種体制の構築に取り組んでおります。新型コロナウイルスのワクチン接種におきましては住民の皆様が心配されることとして、副反応の問題があります。町ではそういった心配を少しでも取り除くため、接種の方法について町内の医療機関に御協力いただき、できるだけかかりつけの医療機関で個別に接種できる体制を確保しつつ、それを補完する形で住民の皆様様に1カ所に集まっていただき接種を行う集団接種の方法を組み合わせるワクチン接種を進めることにしております。

町内で個別接種ができる医療機関は高北病院など普段インフルエンザの予防接種を実施していただいている6つの医療機関となる見込みで、集団接種は休日を想定し、健康福祉センターかわせみで行う計画で準備にとりかかっております。

2月24日、河野ワクチン担当大臣からワクチンの供給スケジュールに関して、まず、優先される高齢者の接種が4月12日から始められるよう、人口規模に応じて各都道府県に徐々に供給していき、全

国の市町村にワクチンが行き渡るのは、4月26日になるとの見通しが示されました。

佐川町におきましても、4月中旬以降の接種開始を想定しながら、準備を進めておりますが、国から示された供給量はごく少量で、かつ、市町村への配分は各都道府県が調整することとなっており、現時点では、佐川町として、高齢者のワクチン接種を始められる時期を決定できておりません。

住民の皆様にはご心配をおかけいたしますが、接種のスケジュールが決まり次第、広く周知をさせていただき、あわせて接種の方法や手続、副反応に対する情報などにつきましては、接種券とともに説明資料を個別に送付することやチラシの全戸配布、各地域等での説明会などを実施して、スムーズに接種が進むよう万全を期してまいりたいと考えております。

次に、新図書館を含む新文化拠点施設の整備について報告いたします。

平成24年11月26日付で「佐川町に初めての図書館建設を求める請願書」が町長ならびに町議会議長あてに提出され、その翌年9月定例会において「建設には多額の費用を要することになるので、必要な財源の確保や、老朽化が懸念されている青山文庫との複合施設としての検討なども必要ではないかと考える。これらのことから執行機関においては、建設の時期については、本町の財政状況等も踏まえ、慎重に検討され、将来において文教の町にふさわしい図書館を整備することを努力されたい。」との意見を附帯して採択をされております。

その後、図書館単独で整備するのか、複合施設として整備するのかなど、さまざまな検討を重ねた上で、文教の町佐川を新しく作り上げるための「さかわ未来学」と新しく整備する図書館は連動して機能することが重要であると考え、情報化社会の新しいテクノロジーも導入し、自由で多様性のある学びができる拠点として、図書館、青山文庫、さかわ発明ラボの機能を有した複合施設を上町地区に整備することを、町執行部としての基本方針と定め、検討を進めて参りました。ただ、一つ目の候補地であった土地につきましては、所有者との交渉がまとまらず、昨年1月末には取得を断念せざるを得なくなりました。その後、司牡丹酒造株式会社の所有する焼酎蔵を含む土地を候補地とする施設整備について、議員の皆様と今日まで

さまざまな協議をさせていただきました。議会からも御提案いただき、焼酎蔵他歴史的風致建造物の耐震診断につきましては、現在業務に取り組んでいるところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発令されたことが影響し、具体的な調査、診断が完了していない状況にあります。

また、先月 8 日には「新図書館の早期建設を求める要望書」として、住民の皆様から 1,951 筆の署名をいただき、22 日には議員の皆様お一人お一人から図書館整備に関する御意見をいただきました。その上で、教育長初め教育委員会事務局と協議をし、新図書館の整備方針についての結論を出しましたので、お伝えさせていただきます。新図書館の整備につきましては、図書館建物と駐車場との近接性を配慮し、町民を初めとする利用者の利便性、安全性を第一に考え、現図書館のある富士見町の町有地に隣接する町有地を合わせて、図書館とさかわ発明ラボを複合で整備することとし、来年度中に基本計画を策定し、できれば建物の基本設計まで完了させたいと考えております。平成 24 年に請願書をいただいてから、少し時間はかかりましたが、令和 5 年度中の完成を目指して事業を進めてまいります。

なお、さかわ未来学の拠点としての図書館、青山文庫、さかわ発明ラボの連携につきましては、物理的に青山文庫が離れる形にはなりますが、現在構築を進めている学びのデジタル化、ネットワーク化を踏まえ、ソフト面での連携を図ることで、町民の皆様に豊かで、楽しい学びの環境を創り上げていきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業について報告いたします。

佐川町社会福祉協議会が設立した「コロナに負けん！チーム佐川 支えあい基金」における支援策のうち、まず、個人向けの支援の状況について報告いたします。

「緊急小口資金」の貸付対象者に対する 3 万円の給付金支給につきましては、2 月 28 日時点の給付実績は、46 件、138 万円となっております。

また、コロナの影響を受けて、月給が 3 割以上、かつ、3 万円以上減収した町民の方に 3 万円を給付する「減収応援給付金」は、昨年 12 月 15 日で第 1 回目の受付を終了し、25 件 75 万円の給付金を支給いたしました。現在の感染状況に鑑み、翌日の 12 月 16 日から本

年3月31日まで、同様の内容で「減収応援給付金」の第2回目を受け付けております。

第2回目では、新規申請だけでなく、第1回目で給付を受けた方でも引き続き給付条件を満たしていれば再度対象となります。こうしたケースも含めて、2月28日の時点で、21件、63万円の給付金を支給しております。

該当すると思われる方は、ぜひ社会福祉協議会もしくは商工会に御相談いただければと思います。

次に、事業者向けの支援といたしまして、「飲食店新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン徹底給付金」の追加受付と「飲食店新型コロナウイルス感染症対策徹底継続給付金」の2つの支援策を実施いたしました。いずれも、感染症対策を徹底し継続していただいている飲食店の事業者に対し、一律10万円の給付金を支給するもので、申請期限の1月20日までに合わせて、48件の申請があり、既に給付を完了しております。また、新たな事業者向けの支援といたしまして、「チーム佐川営業時間短縮要請対応臨時給付金」を、3月1日から5月20日までを申請期間として、受付を開始しております。

この給付金は、高知県が年末年始に営業時間の短縮を要請した飲食店の取引先などを対象に支給する「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」の給付が決定された事業者に対し、法人には20万円、個人には10万円の給付金を給付するものであります。

なお、この新たな支援を実施するため、基金への補助金1千万円を補正予算に計上しております。

次に、「商店街プレミアム商品券事業」について報告いたします。

プレミアム付き商品券につきましては、使用期限の1月31日までに5,260万5,500円分が使用されました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、落ち込んだ消費活動の喚起に一定の役割を果たしたと思っております。

次に、商店応援スタンプラリーについて御報告いたします。

10月17日から1月31日までの期間で「さかわスタンプまつり」と題したスタンプラリーを実施しました。

町内141店舗が参加し、応募者については、町内はもとより、町外からも多くの応募があり、応募用紙の合計は1万9,937通にのびました。今回のイベントにより、町内のお店を利用いただく機会が増え、利用者の消費喚起、顧客拡大につながるとともに、景

気の下支えに寄与するものとなったと考えております。

また、取り組みの振り返りとして、参加店舗を対象に実施したアンケート調査によりますと、満足度について、御回答いただいた 75 件のうち、満足 42 件、やや満足 24 件、やや不満 8 件、不満 1 件であり、満足、やや満足の割合は 88 パーセントとなっており、地域や商店の活性化に向けた気運の高まりにも効果があったものと考えております。

新型コロナウイルスにより影響を受けている方々へのこれらの支援や経済の活性化策については、今後も感染の状況や、町内の経済活動及び国、県の動向などを注視しつつ、臨機応変に対策をこうじてまいります。

次に、令和 3 年度一般会計当初予算案の概要につきまして、説明をさせていただきます。

予算編成にあたっては、「すべては、佐川町を幸せなまちにするため、住民の幸せのために」を経営理念に置き、第 5 次総合計画の前半 5 年間の総括に基づく改善計画を、一つずつ確実に実行し、世界一幸せなまちを「まじめに、おもしろく。」みんなで創る。を経営方針としたうえで、これを実現するための予算編成に取り組みました。

編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた本町の今後の財政状況と社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、事業の評価に基づく見直しや、決算額や予算執行状況などを精査し、限りある財源を最大限有効に活用するようにいたしました。その結果、一般会計の予算規模につきましては、総額 79 億 6,743 万 6 千円、対前年度比、1 億 8,925 万 1 千円、2.4%の増額予算となりました。増額の主な要因は、県が実施する管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う、地域振興策に係る事業を実施する費用及び地域振興基金への積立金として、5 億 2,039 万 3 千円を計上したことによるものであります。

歳入について、まず、国・県支出金等の特定財源を除いた一般財源で見ますと、地方交付税及びふるさと寄附金の増額を見込んだことにより、令和 2 年度より、3 億 1,162 万 7 千円の増額といたしました。町税については、町民税において、新型コロナウイルス感染症の影響により、2,405 万円の減収を見込んでおり、町税全体で 3,192 万 6 千円の減額としております。

また、歳入の約 34%を占める地方交付税については、令和 3 年度

の国の地方財政計画、また、令和元年度及び令和２年度の交付決定額等から推計し、地方交付税全体としまして、令和２年度より１億円増の２７億円を見込んでおります。

町債については、令和２年度より起債対象となる事業が減少したことにより、２億３,３９０万円の減額となっております。

この結果、財源が不足するときに取り崩す財政調整基金からの繰入金、令和２年度より、１億６,１０７万４千円増の２億９,３１６万６千円となっております。

続きまして、令和３年度の主要な事業につきまして、総合計画における分野ごとに説明をさせていただきます。

「教育」分野に関する事業としまして、令和２年度からの３年間で不登校の改善や学力向上に重点的に取り組んでいる学校教育改善重点推進事業をはじめ、ふるさと教育の充実、ＩＣＴを活用した教育の推進など、教育研究所の設置・運営及びふるさと教育の推進に係る費用として、８,８３５万６千円を計上しております。

また、佐川小学校大規模改造事業に係る費用として、１億４００万円を計上しております。

「産業と仕事」分野に関する事業としまして、まず、道の駅整備事業につきましては、整備予定地に関係のある火薬庫移転にかかる補償費用、一般財団法人設立にかかる拠出金、実施設計委託料などの経費として、６,７０４万円を計上しております。

次に、地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業の推進と実践に１５名、観光振興に２名、農業担い手候補生に１名、さかわ発明ラボ・ものづくりに８名、牧野公園整備に２名の計２８名、１億３,５３０万９千円を計上しております。

「観光振興と情報発信」分野に関する事業としまして、観光協会補助運営費につきましては、町内外への観光情報発信を担う「さかわ観光協会」の運営費補助、また、令和元年度及び令和２年度に開催をいたしました「わんさかわっしょい体験博」を、仁淀ブルーを中心とした広域のわんぱくとして拡大充実させ実施するための委託料として、１,８９２万６千円を計上しております。

「健康と福祉」分野に関する事業としまして、まず、あったかふれあいセンター事業につきましては、佐川、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の５地区での事業運営に係る費用として、４,８１６万２千円を計上しております。

次に、地域づくり事業につきましては、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区の集落活動センターの活動支援などとして、1,046万9千円を計上しております。

「安全・安心」分野に関する事業としまして、まず、令和2年度から2カ年で実施することとしております防災行政無線施設の更新に係る費用として、2億4,287万2千円を、佐川町役場庁舎非構造部材等耐震改修に係る費用として、1億3,693万8千円を、それぞれ計上しております。

次に、木造住宅耐震化支援事業につきましては、南海トラフ地震対策を推進するため、耐震診断などの委託料及び耐震改修などの補助金として、6,107万2千円を計上しております。

次に、地域公共交通事業につきましては、さかわぐるぐるバス運行の委託料、廃止路線代替バス運行維持費、高吾北広域路線バス運行維持費の補助金などとして、3,769万円を計上しております。

最後に、道路橋梁施設の新設、維持修繕に係る事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金の活用による町道改良工事、道路インフラの適正管理・長寿命化を図り、住民の安全安心な生活を守るために行う町道の舗装等の修繕工事にかかる費用として、2億6,130万円を計上しております。

以上が、令和3年度一般会計当初予算案の概要になります。

続きまして、各課の所管事項について、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

集落活動センターの活動状況等について報告いたします。

町内4カ所の集落活動センターでは、本年度、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、住民の方や集落活動センター主催で行っているイベントなどの中止や、感染症対策を行いながらの小規模開催など、対応を模索しつつ活動してまいりました。そのような中、昨年12月に各集落活動センターにおいて「しあわせ会議」を実施し、コロナ禍での集落活動センターの現状や、今後の見通し、新たな取り組みなどを聞かせていただきました。各地域ではさまざまな工夫をこらして事業に取り組まれており、例えば、尾川地区では、たいこ岩周辺の公園整備、黒岩地区では、黒岩スカイラインの整備といった「地域のお宝」を磨き上げ、より多くの人に参加し、楽しめる活動にも力を入れています。また、その他にも地域の学校の今後

や、あったかふれあいセンターの事業など各地域で抱える課題についても共有させていただきました。

今後も引き続き、皆様から出た地域づくりの御意見やアイデアにつきまして、まじめに、おもしろく、地域の方々と共に盛り上げていきたいと考えております。

次に、「地域公共交通」について報告いたします。

2月上旬に、川内ヶ谷上地区、舟床地区、中野地区、本村東地区と黒岩観光バスが運行している尾川線沿線の峰地区、古畑地区の町内6地区のお宅へ戸別訪問を行いました。

お年寄りの方を中心に40名の方とお話をすることができました。その中で、さかわぐるぐるバスの運行経路等の要望の聞き取りのほか、さかわぐるぐるバスの仕組みや、通院や買い物以外の利用の仕方などについて説明をさせていただきました。

また、訪問とあわせてチラシの配布も行い、利用促進を図る取り組みをしております。

さかわぐるぐるバスの乗客数の実績につきましては、昨年11月は、665人、12月は、659人、本年1月は539人で、11月から1月までの1便あたりの平均乗客数は2.01人となっております。この時期は、利用者数が減る傾向にあるのに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による外出控えも重なり、昨年同時期から0.65人の落ち込みがありますが、この様な状況下においても一定数の利用者があり、生活に必要な移動手段になっているものと考えております。

引き続き、地域住民や運転手の方々からいただきました御意見を参考に、ダイヤ改正等が必要な場合には見直しを行い、地域公共交通としての利便性を高める取り組みを進めてまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、尾川消防屯所の建設について報告いたします。

尾川消防屯所につきましては、老朽化が著しく、昨年9月より中村地区の県道沿いに新しい屯所の建設を進めてまいりました。

新たな消防屯所は、南海トラフ地震にも十分に対応することができる耐震性のある構造となっており、新たな尾川地区の消防、防災拠点として、本年2月に竣工いたしました。工事期間中、周辺地域の皆様には、御迷惑をおかけいたしました。御協力をいただきましたことを、この場をお借りして感謝申し上げます。

次に、南海トラフ地震対策の取り組みについて報告いたします。

地震発生時、地域の皆様に避難所の開設や運営を行っていただくための事前対策として作成しております「避難所運営マニュアル」につきましては、平成 28 年度より拠点避難所ごとに順次作成を進めてまいりました。本年度、遊学館でのマニュアル作成が完了し、加茂小中学校を含め、すべての拠点避難所の「避難所運営マニュアル」の作成が完了いたしました。

今後におきましては、地域の皆様と、このマニュアルに沿った訓練を行い、適宜マニュアルの修正や、備蓄品の整備、管理を行ってまいりたいと考えております。

また、平成 27 年度から緊急避難場所耐震化整備事業により進めてまいりました緊急避難場所である公民館の耐震補強工事につきましては、本年度、7 カ所の工事が完了いたしました。これにより、50 カ所すべての工事が終了し、今後は、地域の避難場所として安全に利用していただけるようになりました。

次に、税務課の所管事項でございます。

2 月 16 日から始まっております本年度の申告相談につきましては、役場本庁舎の改修工事に伴い、申告会場を健康福祉センターかわせみに変更して実施しております。来場者には、新型コロナウイルス感染予防対策として、検温、手指の消毒、マスク着用の御協力をお願いするとともに、申告会場ではアクリル板を設置して、対面時の飛沫を防ぐなど、感染防止に努めております。

なお、健康福祉センターかわせみでの申告相談期間は 3 月 15 日までとしておりますが、税務署での確定申告期限は、国の緊急事態宣言の期間と確定申告の期間が重なることから、1 カ月延長され 4 月 15 日までとなっております。

住民の皆様と直接対面する申告相談を通して、適正な所得の申告、納税への理解と啓発に取り組みながら、公平で公正な賦課・徴収を行い、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

まず、管理型産業廃棄物最終処分場に係る取り組みについて報告いたします。

2 月 21 日日曜日に、加茂小学校体育館において、高知県と佐川町の共催による地元説明会を開催いたしました。

説明会ではまず、処分場の管理運営主体である公益財団法人エコサイクル高知から処分場の施設整備及び周辺安全対策の取り組み状

況として、建設予定地周辺の地質調査、地下水調査、施設の基本的な構造、環境影響評価、環境保全協定などについての説明がありました。予定地の調査において、モニタリングの実施により地下水の流れる方向が判ったことや、建設予定地の地下には大きな亀裂や空洞の存在が認められないことが改めて確認されたと説明がありました。施設構造については、遮水構造や遮水シートの破損による漏水検知システムの導入や景観に配慮した構造とすることなどの説明がありました。環境影響評価及び環境保全協定については、今後、住民の皆様から御意見をお聞きしたうえで、10月ごろまでに環境協定を締結する予定であるとの説明もありました。

続いて、エコサイクル高知と高知県の担当課から周辺安全対策として実施する、上水道整備の支援、国道33号交通安全対策、長竹川の増水対策などについての説明がありました。長竹川の増水対策については、河川改修における目標流量を可能な限り大きくしていただきたい、という住民の皆様からの要望を受けて再検討した結果、近年では、昭和50年の5号台風を除いて、その他の水害には対応できるレベルの対策工事を行うことが説明されました。

参加者からは、施設における水質検査結果の住民への報告頻度や、廃棄物埋め立て後に、遮水シートの破損が検知された場合の対応策、災害廃棄物の受け入れの有無などの質問があり、エコサイクル高知と高知県からは、水質検査の頻度は環境協定の中で具体的に決めた考え方であること、廃棄物埋め立て後に遮水シートの破損が検知された場合は廃棄物を掘り起こして修繕すること、災害廃棄物は持ち込まないことなどが説明され、参加者には御理解いただいたものと考えております。

その後、周辺安全対策及び地域振興策の実施スケジュールについて、概要説明を行いました。

佐川町が実施する事業につきましては、第1に流域全体を視野に入れた長竹川の改修、第2に住民の命を守る取り組み、第3に施設に最も近い長竹地区における地域振興策を優先的に実施することを基本的な考え方として、事業量や事業費など全体のバランスを見ながら、スケジュールを作成したことを説明いたしました。これらの説明に対して、住民の皆様からの異論は聞かれませんでした。

今後におきましても、施設整備の進捗にあわせ、住民の皆様への説明会を開催するとともに、住民の皆様からの御意見をお聞きしな

がら、処分場本体工事着工予定の令和3年10月までには、環境協定が締結できるよう、高知県及び公益財団法人エコサイクル高知とともに検討を進めてまいります。

引き続き、子供や若者たちが将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上させるよう、周辺安全対策及び地域振興策の実施に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業について報告いたします。

令和3年度の事業費納付金は、県全体で保険給付費が減少するとともに、平成31年度前期高齢者交付金の精算金が令和3年度に県に追加交付され、歳入が増加する見込みであることから、約3億9千万円減少しております。このため、佐川町に配分された事業費納付金額につきましても約1,260万円減少しております。

佐川町におきましては、国民健康保険の被保険者数が減少していることに加え、令和3年度は国保税の課税標準額の減額が見込まれており、現行の保険税率で試算した令和3年度の保険税総額は、佐川町の事業費納付金額に対して約980万円不足すると見込んでおります。本来であれば、国保税率の改正が必要となりますが、令和2年度国民健康保険特別会計の決算において、現時点で約1,500万円の黒字を見込んでおり、その余剰金を充てることで、財源確保ができると判断いたしました。

そこで、2月8日に開催されました第2回佐川町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において、国保税率を据え置くことについて御協議をいただき、承認をいただきましたので令和3年度は国保税率の改正は行わないこととしております。

しかしながら、今後はコロナ禍等による住民所得の減少や、税制改正による基礎控除額の増額により国保税の所得割額の減少が考えられることから、国民健康保険事業の財政運営は厳しくなることが予想されます。町といたしましては、国民健康保険の健全な財政運営が図れるよう取り組んでまいりますので、町民の皆様におかれましても、医療費の抑制につながる取り組みについて参加していただくよう御協力をお願いいたします。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、「第8期佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定について報告いたします。

本年度、全6回の介護保険運営協議会を通じて各委員からさまざ

まな御意見をいただいたうえで、第8期佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画案を取りまとめいたしました。

第8期計画案では令和3年度から令和5年度までの介護保険料は、基準月額で5,800円となり、前期計画より月額で200円の減額としております。これは、介護予防の取り組みや在宅介護の推進により、介護給付費の伸びが抑えられていることに加え、介護保険運営基金についても、令和元年度末で1億8,500万円の残高があり、第8期計画における給付費の財源として5,190万円を取り崩すことを判断したことが、要因となっております。

第8期計画におきましても、引き続き適正な介護保険の運営に当たるとともに、あったかふれあいセンターや地域での介護予防の取り組みをさらに進め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができるまちづくりを進めてまいります。

次に、「佐川町障害者計画・第6期佐川町障害福祉計画・第2期佐川町障害児福祉計画」の策定について報告いたします。

昨年12月23日に第3回地域自立支援協議会を開催し、計画案の最終的な取りまとめをいたしました。計画案では、令和3年度からの3年間の利用見込に基づいた障害福祉サービスの実施とともに、5つの重点施策として、心のバリアフリーの推進、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、外出支援の充実、相談支援体制の充実、災害時要配慮者対策の充実を定めています。

今後におきましても、地域自立支援協議会を定期的に開催し、議論を重ねるとともに、関係機関との連携・協力体制を確保しながら具体的な取り組みを推進し、地域社会におけるつながりや、あったかふれあいのなかで、町民みんなが認めあい、輝き、安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

まず、「道の駅事業」について報告いたします。

道の駅事業につきましては、町民の皆様の御意見をお伺いしながら進めることとしており、説明会を兼ねた1回目のワークショップを1月24日に、建物の利活用を中心に御意見をいただく2回目のワークショップを2月26日に開催し、延べ110名を超える皆様に御参加いただきました。

ワークショップでは、道の駅の建物だけでなく、広場の活用や運営に関する貴重な御意見や御感想をいただいております、3月に予定し

ている第3回目も含め、取りまとめをしたうえで、“みんなでつくる道の駅”となるよう総合的な検討を加えて、可能な限り、施設基本設計などに生かしてまいります。

次に、ため池ハザードマップについて報告いたします。

平成30年7月の西日本豪雨において、広島県で、ため池の決壊による犠牲者が出たことを受け、全国的に、ため池の再調査と防災重点ため池の基準が見直されることになりました。

この基準の変更により、町内にある3カ所のため池のうち、龍王ため池と川原田2号調整池が防災重点ため池に指定されたことから、ハザードマップの作成が必要となり、本年度、国の補助事業を活用して作成しております。ハザードマップには、高知県が作成したデータを活用し、ため池が満水時に全決壊した場合の浸水エリアや深さなどを表示しております。この内容を関係者に確認をしていただくため、2月2日と2月3日、ため池の対象エリアごとに地元説明会を開催いたしました。

今後、説明会でいただいた御意見を反映させたハザードマップを作成し、5月中には対象となる御家庭に配布させていただく予定であります。

次に、建設課の所管事項でございます。

まず、水道事業について報告いたします。

5か年計画に基づき、実施しております基幹管路の耐震化工事につきましては、住民の皆様の御協力もあり、松崎から中本町にかけての本年度施工分も計画どおり竣工することができました。工事開始からの4年間で、延べ1,550メートル区間の主要な配水管の耐震化を終えており、富士見町交差点までの残り約390メートル区間につきましても、令和3年度の完成を目指して工事を進めることとしております。

また、本年4月から水道料金を改定することとなりますが、高い安全性が求められる水道施設の適切な更新、経営の安定化、また将来世代を含めた負担の公平性を図るといった視点から必要な改定となっております。利用者の皆様には、御負担をお掛けいたしますが、計画的に水道施設の耐震化を実施し、地震による断水などのリスクを軽減することで、安全で安心な水道の維持を目指して、今後も適切な事業運営に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、飲料水供給施設整備事業について報告いたします。

高知県の補助金を活用し、大奈路集落の4世帯の皆様にあ定的に生活用水を供給できるようにするため、取水施設や配水施設を備えた、小規模水道施設を整備いたしました。

今後は、町内21カ所にある飲料水供給施設の長寿命化を図るため、個別の施設計画を作成することとしており、計画に沿った施設整備を実施することにより、施設管理の負担を軽減し、高齢化が進行する集落におきましても、安心して暮らし続けることができるよう生活環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、ふるさと教育について報告いたします。

ふるさと教育「さかわ未来学構想」につきましては、これからの時代を生きていく子供たちのため、佐川町らしい教育の体系化を目指し、平成30年度から3年間をかけて、ふるさとを愛し、誇りを持ち、ふるさとに貢献しようとする子供たちを育成する「ふるさと力を育む教育」、人として生きるうえで必要である「人間力を育む教育」、これからの時代に生き、自らの力で人生を切り拓いていく「未来創造力を育む教育」の3つ教育について、学校教育で活用するカリキュラムや手法の開発と教材の作成及び住民向けコンテンツの作成に取り組み、それぞれの成果物もほぼ完成し、活用・普及する段階となりました。

具体的には、「ふるさと力を育む教育」に関しては、さかわキュウリなどの佐川在来の野菜、ふるさとの自然、偉人、歴史、産業、災害からまちづくりまで、自ら学ぶ副読本「サカワーク」とこれをさらに深く学ぶためのデジタル教材を開発いたしました。

「人間力を育む教育」に関しては、論語を題材にして人としての生き方を学ぶ指導法を開発いたしました。

「未来創造力を育む教育」に関しては、保育所や小学校低学年で、アートを活用し、学びに向かう基礎を培う花まる学習会の「A t e l i e r f o r K I D s」、人工知能が算数・数学を中心に子供たちの教科学習を支援するQ u b e n a、論理的思考力や創造力を育む町独自のプログラミング教育など、最先端の知見や技術を、G I G Aスクール構想による環境整備もあわせて活用し、子供たちに先進的で最適な個別学習の場をつくり、子供たちを支援するための教材や指導法を開発・導入いたしました。

来年度以降は、それぞれのカリキュラムや手法・教材を活用し、学校教育の質の向上に努め、これからの時代を楽しく、切り拓いていく子供たちの育成に努めてまいります。また、食のレシピや祭りの映像などのコンテンツにつきましても、町民の皆様に活用していただけるよう取り組んでまいります。

次に、GIGAスクール構想について報告いたします。

この構想は、文部科学省が高度情報化時代を生きていくことができる子供たちを育成するために推進しているものです。町といたしましても、子供たちの発達に合わせて、個別に最適な学習を提供し、主体的で協働的な学習を促進するなど、これからの教育のあり方や方法を大きく前進させていくものとして、積極的に取り組んでおります。このため、令和2年度末までにタブレット端末を全町立小中学校の児童生徒が、1人1台利用できるように購入するとともに、電子黒板を各教室に配備するなど環境整備に取り組んでおります。

今後は、教員の研修や活用事例の収集・共有などを進め、授業などにおいて十分活用することで、子供たちの意欲を高め学力を向上させるなどの成果につなげるよう努めてまいります。

次に、不登校対策について報告いたします。

不登校問題は、近年の学校教育の大きな課題であり、高知県では、特に発生率が全国平均を超え続けていることから、県を挙げて解決に取り組んでいるところであります。

佐川町におきましても、小学校1年生から登校をしぶるなどの不登校傾向が始まり、中学校で顕在化して登校できなくなる例が目立ち、中学校では過去10年、常に発生率が全国平均を超える状況が続ки、平成30年度には全国平均発生率の2倍を超える事態となりました。これに対応するため、平成30年に教育研究所を設置し、ふるさと教育と合わせて教育行政の最重要課題と位置づけ、地域支援ネットワークとの連携強化、専門性の高い臨床心理士による教育相談の充実、児童生徒支援センター「すまいる一む」での不登校児童生徒支援の充実、各校に配置している特別支援教育支援員の支援力の向上と配置の充実、町独自の不登校予防マニュアルの作成と活用などにより、学校生活に適応できず困っている子供たちや、保護者の皆様の支援を強力に進めてまいりました。

また、各小中学校においても、専門家の助言による子供理解の促進や学級経営の改善など教員研修の充実、保小連携の強化、教職員

の校種を超えた交流や小中学校教育の一貫性の強化など、これまでの取り組みを大きく見直し、学校教育の質と信頼度の向上に努めてまいりました。さらに、本年度からは、各校に不登校担当教員を位置づけており、特に、佐川中学校ではこれを専任とする教員を1名配置しております。

これらの取り組みの結果、平成30年度をピークとして中学校での不登校が減少する傾向が見え、今年度は全国平均に近づく状況になってまいりました。

今後は、小学校での不登校対策の強化も含め、決して油断することなく、有効な取り組みを中心に一層充実させるとともに、令和3年度から本格スタートする「さかわ未来学構想」の推進もあわせ、子供たちにとって居場所のある学校、楽しく学習できる学校、保護者の皆様に喜んでいただける学校の実現を目指し、不登校児の減少をより一層確かなものとしてまいります。

次に、成人式について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、開催するか否か慎重な判断が求められおりました令和3年成人式は、参加者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、式典を簡素化するとともに、密を避け、マスク着用・消毒など感染症対策を徹底した上で、1月10日桜座にて開催いたしました。

当日、出席者は78名で、昨年の出席者から1割程度減少しましたが、町として精一杯のお祝いの気持ちを表せたものと考えており、御家族の皆様からも喜びの声を聞かせていただき、大変嬉しく感じております。

次に、佐川町出身で近代土木の先駆者と言われる廣井勇博士の顕彰事業について報告いたします。

「廣井勇を顕彰する会」による銅像建立につきましては、現在、佐川文庫舎前広場への設置を進めているところであります。コロナ禍での対応として、記念行事等は縮小することといたしましたが、除幕式を、4月17日土曜日に実施する予定で「顕彰する会」と一緒に準備を進めております。

またあわせて、隣接するロ481号客車展示施設内へ、博士の顕彰コーナーの設置や、佐川中学校での博士をテーマにした授業の実施などの顕彰事業も進んでおります。町といたしましては、今後この銅像建立を契機に、さらに郷土の偉人廣井勇博士の顕彰に努めてま

います。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、医師確保について報告いたします。

高北病院は、総合診療専門医を育成する高知家総合診療専門研修プログラムの研修協力施設となっており、4月から医師1名を総合診療専攻医として1年間受け入れることになりました。

これにより、来年度の常勤医師の体制は内科6名、整形外科1名、産婦人科1名の8名体制となります。非常勤医師につきましては、高知大学医学部附属病院、高知医療再生機構、高知医療センター、仁淀川町立大崎診療所等の協力を得て、本年度と同じ体制が取れる見込みとなっております。

次に、医療従事者等に対する新型コロナウイルスワクチンの予防接種について報告いたします。

医療従事者等に対する新型コロナウイルスワクチンの予防接種につきましては、国の方針として、医療提供体制の確保の観点から、医療従事者等への接種が最優先とされ、推奨されていることはさまざまな機会を通じて、職員間で共有されているところであります。高北病院関係においては接種対象者は174名となっておりますが、接種にはリスクもあることから、最終的には個人の判断によることとされており、接種希望者を調査したところ、希望者は142名となっております。

今後開始される予定の65歳以上の高齢者の予防接種についても、迅速に取り組み、地域の公立病院としての責務を果たしてまいります。

これからも、地域の皆様の期待に応えることができる病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が1件、承認が1件、補正予算案を含む議案が43件、同意案が1件となっております。

御審議のうえ、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡村統正君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、同意案第1号、佐川町監査委員の選任についてを議題

とします。

提出者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、同意案件について御説明申し上げます。

同意案第1号、佐川町監査委員の選任につきましては、現監査委員であります、上田益英氏の任期が本年3月31日で満了となることから、次期についても上田氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

上田氏は長年、県内高等学校等において簿記会計情報処理の教員として教鞭をとられた方であり、会計の専門家であります。また、温厚誠実にして、責任感と信頼性のある人柄は監査委員として適任者であります。何とぞよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第1号、佐川町監査委員の選任について、同意することに賛成の方は起立を願います。

全員起立。

したがって、同意案第1号は同意することに決定しました。

日程第6、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、を議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告案件について御説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告につきましては、高知市旭駅前町45

番地 1 地先路上で発生した事故に対する損害賠償額の決定を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月 9 日に専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

事故の概要は、令和 2 年 11 月 1 日午前 10 時 19 分ごろ、方向転換のため J R 旭駅ロータリーで町有バスをバックしていた際に、後方の建物に設置されたスチール製の消火器収納箱にバスの後部が接触し、消火器収納箱及びバス後部を損傷させたものであります。

賠償する相手方は、専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は 1 万 4,300 円であります。報告は以上でございます。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 7、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（香南市立野市東保育所を本町民の使用に供させることについての協定書の締結について）、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは承認案件について御説明申し上げます。

承認第 1 号、専決処分の承認を求めることにつきましては、香南市立野市東保育所を本町民の使用に供させることについての協定書の締結について、同保育所を佐川町の児童が利用することの決定を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 28 日に専決処分したので、同法第 179 条第 3 項及び第 244 条の 3 の規定により議会の承認を求めるものであります。

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（香南市立野市東保育所を本町民の使用に供させることについての協定書の締結について）、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第1号は承認することに決定をしました。

ここで、休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第3号、令和2年度佐川町一般会計補正予算（第7号）から日程第50、議案第45号、令和2年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第2号）について、まで、以上43件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、議案について御説明申し上げます。

議案第3号、令和2年度佐川町一般会計補正予算（第7号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ6億288万6千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ94億6,412万9千円とするものであります。

議案第4号、令和2年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ9,518万7千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ19億315万9千円とするものであります。

議案第5号、令和2年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ161万2千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ3,460万7千円とするものであります。

議案第 6 号、令和 2 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 6,355 万 7 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 2,151 万 2 千円とするものであります。

議案第 7 号、令和 2 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 589 万 5 千円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,957 万 1 千円とするものであります。

議案第 8 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、収益的収入支出予算の減額補正及び資本的収入支出予算の減額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入 1 億 8,408 万 1 千円、支出 1 億 6,471 万円 9 千円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を収入 9,770 万 3 千円、支出 1 億 5,983 万 3 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 9 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的収入支出予算の増額補正及び資本的収入支出予算の減額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予定額を収入 18 億 6,134 万 2 千円、支出 18 億 4,079 万 4 千円に補正し、資本的収入及び支出の既決予定額を収入 1 億 5,571 万 3 千円、支出 2 億 3,649 万 1 千円にそれぞれ補正するものであります。

議案第 10 号、令和 3 年度佐川町一般会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 79 億 6,743 万 6 千円とするものであります。

議案第 11 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 3,966 万 3 千円とするものであります。

議案第 12 号、令和 3 年度佐川町学校給食特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 5,995 万 4 千円とするものであります。

議案第 13 号、令和 3 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 3,919 万 9 千円とするものであります。

議案第 14 号、令和 3 年度佐川町介護保険特別会計予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 7,036 万 6 千円とするものであります。

議案第 15 号、令和 3 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算につ

きましては、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,649 万 8 千円とするものであります。

議案第 16 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 1 億 9,815 万 4 千円、支出 1 億 6,326 万 7 千円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 5,508 万 8 千円、支出 2 億 5,877 万円と定めるものであります。

議案第 17 号、令和 3 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により提出するもので、収益的収入及び支出の予定額を収入 17 億 7,300 万円、支出 17 億 7,080 万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 1 億 2,145 万 5 千円、支出 2 億 360 万 7 千円と定めるものであります。

議案第 18 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町特別職報酬等審議会からいただいた答申内容に基づき、町長及び副町長の給料月額を引き上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 19 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町特別職報酬等審議会からいただいた答申内容に基づき、教育長の給料月額を引き上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 20 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町特別職報酬等審議会からいただいた答申内容に基づき、議員報酬月額を引き上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 21 号、集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、集会所の名称表記を統一するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 22 号、ロ 481 号客車展示施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、四国旅客鉄道株式会社から譲渡された客車を一般公開するための施設として、上町地区に新たに整備しております展示施設を供用開始するにあたり、施設の設置及び管理に関し必要な規定を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 23 号、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例の制定につきましては、集落活動センター加茂の里に設置されている施設の使用料について見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 24 号、旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、町内の文化芸術振興、生涯学習の場の創出など地域住民が利用可能な施設として供用開始するにあたり、施設の設置及び管理に関し、必要な規定を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 25 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たに町内において空き家所有者から借り上げた住宅を改修工事のうえ、移住促進住宅として移住者に提供するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 26 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が令和 3 年 2 月 13 日に施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 を引用している箇所について改正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 27 号、佐川町地域振興基金条例の制定につきましては、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に伴い、令和 2 年 12 月 25 日に高知県と佐川町との間で締結した、「新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う地域住民の不安解消のための取り組み及び地域振興に寄与する事業に関する協定書」に基づき佐川町が実施する振興策等の実質的な町負担に対する県からの交付金を積み立てる基金を設置するため、新たに条例の制定を行うものであります。

議案第 28 号、佐川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法等の一部を改正する法律により、施行される道路構造令に条ずれが生じることから、本条例で引用している条文について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 29 号、債権の放棄につきましては、住宅新築資金の債権額 298 万 7,759 円が回収不能となったことから、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、債権を放棄することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第 30 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第 8 期佐川町皆保険事業計画の策定に伴い、介護保

険料を改定する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 31 号、佐川町在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第 8 期佐川町介護保険事業計画の策定に伴い、在宅介護手当支給事業の支給要件を見直しするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 32 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、必要な事項について改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 33 号、佐川町立保育所使用に関する協定書の締結につきましては、高知市の児童に佐川町立保育所を利用させることについて、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 34 号、佐川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定につきましては、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 4 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 35 号、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定につきましては、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 36 号、佐川町総合文化センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町総合文化センター大規模改修工事の完成に伴い、施設内の名称を見直し変更することから、条例の一部を改正するものであります。

議案第 37 号、旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、西町 8 区自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 38 号、富士見町公民館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例

施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、富士見町自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号、三野公民館の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、三野自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第40号、池田団地集会場の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、池田団地自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第41号、ロ481号客車展示施設の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、第2条に基づく公募によらない選定により、一般社団法人さかわ観光協会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第42号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づく公募による選定により、有限会社ファイブ・エコを指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条に基づく公募によらない選定により、高知県農業協同組合を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第45号、令和2年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ304万5千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5,839万3千円とするものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。
なお、各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から、議案第3号、令和2年度佐川町一般会計補正予算（第7号）につきまして説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の6ページをお開きください。6ページになります。

6ページは第2表繰越明許費補正となっております。1追加につきまして説明をさせていただきます。説明につきましては款・項を省略させていただきます、事業名で順に説明をさせていただきます。

まず、1番上の事業になります。ICTを活用した地域づくりと働き方推進事業632万5千円は、現在、国・県が検討しております情報セキュリティクラウドに接続するタイミングに合わせまして、次期さかわねっとのネットワーク設計を行うとするもので、本年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する事業とするため、今回の補正に予算を計上して繰り越しをして実施するものとなっております。

その下の地域づくり事業629万4千円の内、黒岩スカイライン案内看板作成設置手数料と黒岩スカイライン仮設トイレ設置工事を合わせた112万5千円。これと斗賀野集落活動センター増築工事関連経費377万6千円は地元との調整に時間を要したため、今回の補正予算に計上して繰り越しをするものとなっております。また、残りの139万3千円は移動販売車両購入負担金となっております、高知県及び関係15市町村や事業者との調整に時間を要したため今回の補正に計上して繰り越しをするものとなっております。

その次の、新型コロナウイルス対策事業1,100万円の内、1千万円はコロナに負けん！チーム佐川支え合い基金への補助金となっております、今回の補正に補助金を予算計上しており、関係者との事業計画策定協議に不測の日数を要したため繰り越しをするものとなっております。残りの100万円は佐川町貸切バス等利用促進事業補助金となっております、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、翌年度まで期間を延長して補助事業を実施するため繰り越すものとなっております。

その下の高度無線環境整備推進事業 1 億 4,693 万 8 千円は、町内の光ファイバ未整備地域への光ファイバ整備を民設民営で行う事業者への補助金となっておりまして、民間事業者が施工する光ファイバ整備について、整備するために必要な電柱の建て替え本数が想定以上に多かったため、年度内の完了が見込めないことにより、繰り越しをするものとなっております。

その次の佐川町新生児特別定額給付金事業 100 万円は、令和 3 年 3 月 31 日までに生まれた新生児を対象とした給付金であり、申請期限を令和 3 年 4 月 30 日までとしているため、繰り越しをするものです。

その下の予防接種（新型コロナワクチン）事業 119 万 7 千円は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン予防接種関係経費の消耗品や郵送料となっており、全額国費となっております同予防接種の変動に対応するため繰り越しをするものです。

その下の給水装置整備事業 266 万円は、新産業廃棄物最終処分場の整備に際して、上水道を整備する地域住民に対して費用の一部を補助するもので、補助金申請書の受け付けは開始されていませんが、この事業の財源である県補助金が繰り越されるため、これにあわせ繰り越しをするものとなっております。

その次の水道会計操出金事業 1,335 万 4 千円は、地域振興策に係る配水管敷設工事の工期のずれ込みや、加入負担金の申請者が予算見込みに達しなかったため、繰り越しをするものです。

その次の畜産総務費 956 万 9 千円は、新食肉センター整備に伴う市町村負担金となっており、同整備事業の遅れに伴い繰り越しするものです。

その次の持続可能な林業推進事業 660 万円は、おもちゃ美術館整備の基本構想作成委託料となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、打ち合わせや説明会等に遅れが生じたため繰り越しをするものです。

その次の佐川町道の駅計画事業 1,607 万 8 千円の内、道の駅基本計画アドバイザー業務量 550 万円は新型コロナウイルス感染症拡大のため、予定していた住民ワークショップ等が開催できず、当初の計画期間内での完了が困難となったため、繰り越すものです。また、道の駅基本設計委託業務 987 万 8 千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により打ち合わせや説明会等に遅れが生じたため繰り越す

ものです。残りの 70 万円につきましては、民有地の用地交渉を行うため、不動産鑑定をする必要が生じたため、今回の補正に委託料を予算計上をさせていただいており、年度内の完了が見込めないため繰り越しをするものとなっております。

次に、牧野・和楽公園維持管理費 5,350 万 4 千円は、牧野公園トイレ東屋新設工事関連経費 4,140 万 4 千円と、牧野公園散策アプリ設計等委託料 1,210 万円となっております、県の補助金申請に係る実施計画協議に時間を要し、今後、着手予定であり、年度内の完了が見込めないため繰り越しをするものです。

次の商工観光振興総務費 811 万 2 千円の内、長谷溪谷整備工事関連経費 750 万円は、県の補助金申請に係る実施計画協議に時間を要し、今後、着手予定であり、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをするものです。また、残りの 61 万 2 千円は、新型コロナウイルス対策モニターツアー造成支援事業費となっております、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、翌年度まで期間を延長して補助事業を実施するために繰り越しをするものです。

次に、歴史まちづくり整備事業 508 万 5 千円は、旧浜口家住宅内部改修工事となっております、工事期間中の施設休館が必要となり、観光シーズン後に着手するため繰り越しをするものです。

その次の道路橋梁維持費 300 万円は、町道長竹 1 号線ほか 1 路線の道路測量設計委託業務となっております、地権者との協議に不測の日数を要したため繰り越しをするものです。

その下の道路橋梁新設改良事業（県工事負担金）248 万 5 千円は、県施工の県道工事に対する負担金となっております、県工事が繰り越して施工となることにより負担金の繰り越しが必要となるため繰り越しをするものです。

その下の河川総務費 1,421 万 6 千円は、普通河川長竹川ほか 3 河川の河川改修工事となっております、地権者との協議に不測の日数を要したため、繰り越しをするものです。

その下の住宅管理費 5,665 万円は、旧四国電力社宅耐震改修工事施工監理委託料の 165 万円と、同工事費の 5,500 万円となっております、当初は令和 3 年度予算に計上する予定でありましたが、高知県の補助金担当課から本年度の事業として実施すれば補助金の増額が出来る旨の連絡がありまして、このことについて検討した結果、本年度事業として繰り越して実施することとしたため、繰り越しをするも

のです。今回の補正に予算計上をさせていただいております。

次に、木造住宅耐震化支援事業の2,703万7千円は木造住宅耐震診断費と耐震対策事業費、耐震工事ほかとなっており、住宅所有者からの補助申請が次年度になる見込みであるため、繰り越しをするものです。

次の黒岩小学校管理費313万5千円は、黒岩小学校の防球ネット張り替え工事となっており、同小学校の希望により、春休み中に工事を施工することとしたため、繰り越しをするものです。

次の社会教育総務費506万円は司牡丹酒造株式会社焼酎蔵耐震診断業務委託料となっており、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により、現地調査の実施について大幅に変更する必要性が生じたため、繰り越しをするものです。

次の農林水産業施設災害復旧事業500万円は災害発生時期が遅く、工事発注時期もずれ込み、標準工期が確保できないため繰り越しをするものです。

次のがけくずれ住家防災対策事業414万7千円は、地権者との協議に不測の日数を要したため、繰り越しをするものです。

次に、急傾斜地崩壊対策事業（県工事負担金事業）2,239万8千円は、県施工の急傾斜地崩壊対策工事に対する負担金となっており、県工事が繰り越して施工となることにより、負担金の繰り越しが必要となるため、繰り越しをするものです。

次にその下の表になります。

2 変更につきまして、説明をさせていただきます。説明につきましては先ほどと同様に事業名で順に説明をさせていただきます。

まず、財産管理費につきましては、金額を298万1千円増額し958万6千円とするもので、この増額はのちほど歳出で説明をいたしますが、西谷地区にあります金峯神社へ上がる石段横の石積みの修繕工事となっております。県の補助金申請に係る実施計画協議に時間を要し、今回の補正に工事請負費を予算計上しており、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをするものです。

次に、花見事業につきましては、12月定例会で議決いただいた同事業の繰越明許費について、金額を54万8千円減額し、145万2千円とするものです。

次に、地方道路交付金事業につきましては、12月定例会で議決いただいた同事業の繰り越し明許費について金額を6,672万円を増額

し、1億2,522万円とするもので、この増額は地権者との協議に不測の日数を要したため、関係経費の繰り越しをするものです。

次に、7ページになります。7ページの第3表、債務負担行為補正について説明をさせていただきます。

1 変更で、新食肉センター施設整備費負担金は繰越明許費でも説明をいたしました、新食肉センター整備に伴う市町村負担金となっており、同整備事業の遅れに伴い、3 債務負担行為の期間を令和4年度に変更するものです。

続きまして8ページをご覧ください。8ページになります。

8ページは第4表の地方債補正となっております。

1 番上の表の1 追加の起債の目的欄にあります減収補填債につきましては、自治体が当初見込んだ税収額から大幅に減収した分を補うために発行する起債となっており、国が地方交付税で実質75%を負担する事となっております。

本来は年度ごとの変動が大きい法人関係税のみが対象となっておりますでしたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で安定税収とされる地方消費税なども減収が見込まれており、今年度限りの措置として、補填の対象税目が追加されました。

この追加税目の内、地方消費税交付金などの減収が見込まれるため、今回追加するものとしております。限度額は2,717万5千円としております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては令和2年度一般会計の当初予算の地方債と同じ内容となっております。

その下の表になります、2 廃止の起債の目的欄にあります永野保育所改修事業につきましては、永野保育所の外壁の塗り替え工事の財源とするものでありましたが、同工事が来年度に予定しております屋根修繕工事とあわせて施工することとなったため、本年度の起債を取りやめるものとなっております。

その下の表になります、3 変更の起債の目的欄にあります道路改良事業（県工事負担金事業）につきましては、県が施工します県道の事業費の増額に伴い、県に対する負担金も増額となることから、限度額を240万円に増額するものです。

その下の舟床地区道路改良事業につきましては、工事費の減額により限度額を490万円に減額するものです。

その下の町道舗装修繕事業につきましては、対象事業の工事費減

額により限度額を 3,780 万円に減額するものです。

その下の町道法面修繕事業につきましても対象事業の工事費減額により限度額を 4,890 万円に減額するものです。

その下の文化センター大規模改修事業につきましては、起債対象外事業費の精査や事業費の減額によりまして限度額を 2 億 6,970 万円に減額するものです。

その下の農業基盤整備事業につきましては、工事費の減額などにより限度額を 3,020 万円に減額するものです。

その下の消防自動車等更新事業につきましては、実績額により限度額を 2,900 万円に減額するものです。

その下の佐川町防災行政無線システム整備事業につきましては、業者及び県との実施行程の調整の結果、令和 2 年度は移動系防災行政無線の施工となったため工事費の減額により限度額を 2,280 万円に減額するものです。

その下の大奈路地区飲料水供給施設整備事業につきましては、完成によりまして工事費の減額により限度額を 1,220 万円に減額するものです。

その下の水道会計出資債につきましても、工事費の減額により限度額を 560 万円に減額するものです。

その下の役場庁舎非構造部材等耐震化事業につきましては、起債対象外事業費の精査により限度額を 2 億 2,580 万円に減額するものです。

その下の農林水産業施設災害復旧事業につきましては、工事費の減額や補助金増高申請による補助率増により、限度額を 130 万円に減額するものです。

その下の公共土木施設災害復旧事業につきましては、工事費の減額により、限度額を 110 万円に減額するものです。

続きまして、歳出のほうから説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出とも実績見込みなどによる不用額の精査を行いましたことにより、主には不用額の減額補正ということになっております。増減額の大きいものなどにつきまして説明をさせていただきます。

事項別明細書の 30 ページ、31 ページをお開き下さい。30 ページ、31 ページになります。

31 ページの上から 3 段目になります。上から数えて 3 段目になり

ます。

2 款、1 項、1 目一般管理費、12 節委託料、説明欄の次期さかわねっと設計委託料の 632 万 5 千円は現状の佐川町のネットワークは国、県の方針に従い構築されておりまして、情報セキュリティーに対する対応や I C T 活用に関する対応が古くなっており、最新の I C T 技術を活用しづらい状態で運用されているため、現在、国・県が検討しております情報セキュリティークラウドに接続するタイミングにあわせて次期さかわねっとのネットワーク設計を行おうとするものとなっております。

その 2 つ下の段になります。18 節負担金・補助及び交付金、説明欄の人事交流職員人件費負担金の 1,958 万 5 千円は高知県との人事交流職員 1 名と新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に関する高知県からの派遣職員 3 名、合わせて 4 名分の高知県への負担金となります。なお、派遣職員 3 名の内 1 名分は 9 月末まで、昨年の 9 月末までの人件費に係る負担金となっております。

その下の段になります。24 節積立金、説明欄の公共施設整備基金積立金の 1 億 1,441 万 9 千円は今回の補正予算での各事業の減額に伴い、その財源としておりました一般財源を将来的な公共施設整備の財源とするため基金に積み立てるものとなっております。

その 3 つ下の段になります。3 目財産管理費、14 節工事請負費、説明欄の町有財産管理工事の 298 万 1 千円は西谷地区にあります、金峯神社へ上がる石段横の石積み、これ町有地になりますが、その一部が膨れてきておりまして、安全対策としての修繕工事となっております。

次に、32 ページ、33 ページをお開き下さい。32 ページ、33 ページになります。

33 ページの上から 2 段目になります。4 目企画費、7 節報償費、説明欄の記念品の△1,500 万円とその 3 つ下の段になります。11 節役務費、説明欄の郵送料△415 万 6 千円とその下の手数料△493 万 6 千円はふるさと納税寄附金見込みの減により、返礼品等の経費を減額するものであります。

その下の段になります。12 節委託料、説明欄のとかの集落活動センター増築工事設計委託料の 30 万円と、その 2 つ下の段になります、14 節工事請負費、説明欄のとかの集落活動センター増築工事請負費の 347 万 6 千円はとかの集落活動センターあおぞらではあった

かふれあいセンターを実施しておりまして、新型コロナウイルス感染症対策でソーシャルディスタンスを保つ必要がありますが、現在の広さでは対応が難しくなっております。このため、建物南側へ増床するための設計委託料と工事請負費を計上するものとなっております。

その下の段になります。18 節負担金・補助及び交付金、説明欄の 1 番下になります。

住宅費補助金の△912 万円は実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

その下の段になります。24 節積立金、説明欄のふるさと納税寄附金基金積立金の△5 千万円は、本年度のふるさと納税寄附金について、年度末までの見込みにより減額するものとなっております。

続きまして 34 ページ 35 ページをお開きください。

35 ページの 1 番上になります。5 目電子計算費、12 節委託料、説明欄の電算機器保守管理委託料の△1,454 万 8 千円は、本年度ファイルサーバーの更新を予定しておりましたが、他のシステムの更新状況を踏まえて更新することにしたため、今回減額することになっております。

続きまして、36 ページ、37 ページをお開きください。37 ページの中ほどよりちょっと下のほうになります。11 目、新型コロナウイルス対策費、18 節負担金・補助及び交付金、説明欄のチーム佐川支え合い補助金 1 千万円はコロナに負けん！チーム佐川支えあい基金への補助金となっております。

その下の高度無線環境整備推進事業補助金の△6,306 万 2 千円は町内の光ファイバ未整備地域への光ファイバ整備を民設民営で行う事業者への補助金となっており、事業者への補助金の見込みにより不用額を減額するものとなっております。

次に、40 ページ、41 ページをお開きください。

41 ページの中ほどより、これもちょっと下のほうになります。

3 款、1 項、1 目社会福祉総務費 19 節扶助費説明欄の福祉医療費（重度）の△600 万円は、残り期間中の必要額の精査による不用見込み額の減額となっております。

その下の障害者医療の 480 万円は育成医療となっておりまして、手術を受けた対象者にかかる医療費が年度内に請求された場合に不測が生じるため、増額をするものとなっております。

その下の障害福祉サービス費の 667 万 5 千円は、施設入所、生活介護、就労継続支援の給付費の増により増額するものです。

続きまして、42 ページ、43 ページをお開き下さい。

43 ページの 1 番上になります。2 目老人福祉費、18 節負担金補助及び交付金説明欄の後期高齢者医療療養給付費負担金の△1,738 万 9 千円は後期高齢者医療広域連合からの変更通知により減額するものです。

次に、44 ページ、45 ページをお開きください。

45 ページの中ほどになります。3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、19 節扶助費、説明欄の乳幼児児童医療費の△614 万 9 千円は残り期間中の必要額の精査による不用見込み額の減額となっております。

下から数えまして 2 段目になります。2 目児童福祉費、12 節委託料、説明欄の私立保育所運営費の△620 万円は実績見込みによる不用見込み額の減額となっております。

次に、46 ページ、47 ページをお開きください。

47 ページの上から 2 段目になります。19 節扶助費、説明欄の児童手当の△535 万 5 千円は残り期間中の必要額の精査による不用見込み額の減額となっております。

このページの 1 番下の段になります。3 目児童福祉施設費、14 節工事請負費、説明欄の永野保育所、園舎ほか改修工事の△520 万円は保育所の外壁の塗り替え工事で、来年度に予定している屋根修繕工事とあわせて施工することとしたため減額するものとなっております。

続きまして、52 ページ、53 ページをお開きください。52 ページ、53 ページになります。

53 ページの上から 4 段目になります。4 款、1 項、4 目環境衛生費、14 節工事請負費、説明欄の飲料水供給施設築造工事の△663 万 6 千円は庄田大奈路地区への施設整備工事が完了したことなどにより不用額を減額するものとなっております。

その数えまして、5 つ下の段になります。2 項清掃費、2 目し尿処理費、18 節負担金・補助及び交付金説明欄の合併処理浄化槽設置補助金の△731 万 4 千円は、実績見込みにより不用額を減額するものです。

続きまして、54 ページ、55 ページをお開きください。

55 ページの下から 3 段目になります。5 款、1 項、3 目農業振興費、18 節負担金・補助及び交付金、説明欄の地域おこし協力隊起業支援補助金の 600 万円も実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

続きまして 56 ページ、57 ページをお開きください。

57 ページの中ほどより下になります。7 目山村振興費、18 節負担金・補助及び交付金、説明欄の多面的機能支払交付金の△488 万 3 千円、こちらも実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

続きまして、58 ページ、59 ページをお開きください。

59 ページの中ほどより下になります。2 項、2 目林業振興費、18 節負担金・補助及び交付金、説明欄の山村林業者支援事業補助金の△1,627 万 8 千円も、実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

続きまして、60 ページ、61 ページをお開きください。

61 ページの下から 2 段目になります。7 款、1 項、2 目道路橋梁維持費、14 節工事請負費、説明欄の町道改良等工事の△2,081 万 2 千円、こちらも実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

続きまして、62 ページ、63 ページをお開きください。63 ページの 1 番上になります。3 目道路橋梁新設改良費、12 節委託料、説明欄の地方道路交付金事業測量及び試験委託料の△1,066 万 3 千円、こちらも実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

同じ 63 ページの中ほどより下になります。4 項、1 目住宅管理費、12 節委託料、説明欄の旧四国電力佐川社宅耐震改修工事施工監理委託料の 165 万円と、その下の 14 節工事請負費、説明欄の旧四国電力佐川社宅耐震改修工事の 5,500 万円は、繰り越しでも説明いたしましたとおり、当初は令和 3 年度予算に計上する予定でありましたが、高知県の補助金担当課から本年度の事業として実施すれば、補助金の増額ができる旨の連絡があり、このことについて検討した結果、本年度事業として補正予算としてここに計上させていただき繰り越して実施することとしたものです。

内容につきましては旧四国電力佐川社宅 5 棟を完成後に町営の住宅として使用するため、耐震補強のほかに外壁、内装改修、そしてトイレの水洗化などを実施する予定としております。

続きまして、66 ページ、67 ページをお開きください。66 ページ、67 ページになります。

67 ページの中ほどになります。14 節工事請負費の説明欄の避難所耐震改修工事の△707 万 1 千円は、実績見込みにより不用額を減額するものです。

その下の防災行政無線更新工事の△1 億 6,942 万 8 千円は、業者及び県との実施工程の調整の結果、令和 2 年度は移動系防災行政無線の施工となったため、減額するものとなっております。

続きまして、68 ページ、69 ページをお開きください。

69 ページの中ほどになります。9 款、1 項、2 目、17 節備品購入費の△1,589 万 1 千円は小中学校の電子黒板の購入費となっております。まして、実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。

続きまして、74 ページ、75 ページをお開きください。74 ページ、75 ページになります。

75 ページの中ほどから上になります。3 項、1 目、10 節需用費、説明欄の消耗品の 600 万 5 千円は来年度中学校の教科書が改訂となるため、教員用教科書、教員用指導書、指導者用デジタル教科書を購入するための費用となっております。

続きまして、78 ページ、79 ページをお開きください。

79 ページの下から 5 段目になります。4 項社会教育費、2 目公民館費、14 節工事請負費、説明欄の文化センター大規模改修工事の△4 千万円は、実績見込みにより不用額を減額するものとなっております。その他、災害復旧工事の事業費につきましても、実績見込みにより減額ということになっております。

歳出の説明は以上で終わります。続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

14 ページ、15 ページをお開きください。14 ページ、15 ページになります。

1 款町税につきましては、1 項の町民税から 5 項の鉱産税につきまして、本年度の課税額をもとにした収納見込みについての補正としております。

続きまして、16 ページ、17 ページをお開きください。

17 ページの 1 番下になります。12 款、2 項、6 目総務費負担金、1 節総務監理負担金、説明欄の人事交流職員人件費負担金の 815 万 2 千円は、高知県との人事交流職員 1 名及び後期高齢者医療広域連

合への派遣職員 1 名に対するそれぞれからの負担金となっております。

続きまして、18 ページ、19 ページをお開きください。

19 ページの下から 2 段目になります。14 款、2 項、4 目土木費国庫補助金、1 節住宅費補助金説明欄の社会資本整備総合交付金の 2,750 万円は歳出で説明をいたしました、旧四国電力佐川社宅耐震改修工事関連の補助金となっております。

その下の段の、地方道路交付金の△781 万 1 千円は、実績見込みによる減額となっております。

続きまして、20 ページ、21 ページをお開きください。

21 ページの 1 番上になります。6 目災害復旧費国庫補助金、1 節公共土木施設災害復旧費補助金の△2,178 万 5 千円、こちらも事業実績見込みによる減額となっております。

その下の段の 8 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金の 3,900 万 4 千円、こちらのほうは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

続きまして、22 ページ、23 ページをお開きください。22 ページ、23 ページになります。

ここにありますが、15 款、23 ページの上から 2 段目になります。15 款、2 項、4 目農林水産業費県補助金、2 節林業費補助金、説明欄の緊急間伐総合支援事業補助金の△996 万 3 千円、そして 23 ページの中ほどになります、7 目災害復旧費県補助金、3 節公共土木施設災害復旧費補助金の△614 万 5 千円、こちらのほうも事業実績見込みによる減額となっております。

続きまして、24 ページ、25 ページをお開き下さい。

25 ページの上から 2 段目になります。17 款、1 項、4 目ふるさと寄附金の△5 千万円、こちら、歳出のほうでも減額いたしましたふるさと納税寄附金につきまして、年度末までの見込みにより減額するものとなっております。

その下の、18 款、1 項、2 目その他基金繰入金、これ合計いたしまして、△2 億 310 万 3 千円は今回の補正予算の歳出の減額に伴い、繰入金を減額するものとなっております。

その他、21 款、1 項町債につきましては、第 4 表の地方債補正で説明をいたしました地方債の追加廃止変更による町債の増減となっております、今回の補正で町債のほうは合計いたしまして、3 億

5,322万5千円は減額ということにしております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから議案第4号、令和2年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の事項別明細書12、13ページをお開きください。

上から3段目の表になります。2款、1項、1目一般被保険者療養給付金につきましては、実績見込みによりまして、8,692万7千円の減額補正を行うものです。

ページめくりまして次のページ、14、15ページをお開きください。

1番下の表になります。5款、2項、1目特定健康診査等事業費、12節委託料につきましては、コロナ禍の中、特定健診の受診機会が減ったことによりまして、受診者数が大幅に減少しておることから297万円の減額補正を行うものです。

今、説明させていただきました以外の歳出の増減額につきましては、実績見込みにより増減額補正を行うものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページ戻りまして、8、9ページをお開きください。

1番上の段の表、1款、1項、1目一般被保険者国民健康保険税と2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、調定額に合わせて減額を行っております。

2番目の表、3款、1項、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金につきましては、保険給付費相当額が県から交付されますものですが、保険給付額の減額に合わせて8,714万8千円の減額補正を行うものです。

3つ目の表、1番下の表になります。5款、1項、1目一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、所得の低い被保険者の保険税軽減分を一般会計から補填していただくもので、実績にあわせて414万5千円を増額補正するものです。

続いて、ページめくっていただきまして、10、11ページをお開きください。

1番下の表になります。8款、2項、1目国民健康保険制度関係補助金につきましては、国保システムのシステム改修費用について国からの補助金が決めたことに伴いまして、148万9千円を増額

補正するものです。

今、説明させていただいたもの以外につきましては、実績見込みの額に合わせて増減の補正をさせていただくものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

建設課長（池内伸雄君）

それでは私のほうから議案第5号、令和2年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

1款、1項、2目維持管理費、10節需用費103万円及び11節役務費8万3千円につきましては、実績見込みにより不用額を減額するもので、その下の12節委託料39万4千円及び14節工事請負費10万5千円につきましては、業務及び工事が完了したことにより、事業費が確定したことから不用額を減額するものであります。

下の表、2款、1項、1目公債費につきましては、特定財源である農業集落排水事業基金利子が当初見込みを6万6千円下回ったことからその財源を一般財源で賄うものであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。ページを戻っていただきまして、8ページ、9ページをお開きください。

4款、1項、1目利子及び配当金6万6千円につきましては、先ほど歳出で説明させていただきました農業集落排水事業基金利子が当初見込みを下回ったことから減額をするものであります。

下の表、5款、1項、1目一般会計繰入金154万6千円につきましては、歳出予算の減額に伴いまして、減額をするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは議案第6号、令和2年度佐川町介護保険特別会計補正予算書（第4号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

今回の補正につきましては、実績の見込みによる不用額の減額が主なものになっております。

その中で12ページの2段目、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の説明をさせていただきます。

1 目の居宅介護サービス給付費につきましては、実績見込みによって1千万円の減額、それから3目の施設介護サービス給付費につきましても、実績見込みについて精査した結果4,300万円の減額、そしてその下の9目の地域密着型介護サービス給付費につきましては、1,400万円の増額になっております。

この内容につきましては、既存の通所介護サービスにつきまして計画枠より伸びております。

そのため1,400万円の増額となっております。

歳出につきましては、ほかは事務費、それから人件費等の実績見込みによる減額が主なものとなっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

戻りまして、8ページ、9ページをお開きください。

その表の3段目、中ほどになりますけれども、3款国庫支出金、2項国庫補助金の中の4段目になります。9目の介護保険保険者努力支援交付金、これにつきましては、令和2年度の制度改正に伴いまして、介護予防、それから健康づくりに充当できる交付金が新設をされてます。当初予算の時には判明はしておりませんでした。金額は判明しておりませんでしたので、今回補正をさせていただきます。

それから、続いて10目の介護保険災害等臨時特例補助金、これについては新型コロナの影響によります収入減を理由とします介護保険料の減免措置、これに対しての国の財政措置ということで36万4千円補正をさせていただきます。

次のページ10ページ、11ページを開いていただいて、下から2段目になります、運営基金の繰入金になりますが、△1,576万4千円の減額ということで、今回の歳出の減額に伴いまして基金の繰り入れをこの金額、減額をします。今回の補正で減額をすることになっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

町民課長（和田強君）

続きまして、私のほうから議案第7号、令和2年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、主に保険料調定見込額の増額と、前年度からの繰越金額の計上による歳入額の増額と、それに伴う後期高齢者医療広域連合への納付金額の増額となっております。

歳出から説明させていただきます。

補正予算書の事項別明細書 10 ページ、11 ページをお開きください。

1 番下の表になります。2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料調定額の増額や前年度からの繰越金の計上、それから保険基盤安定繰入金の減額等を合わせまして 588 万円の増額補正を行うものです。

続きまして、歳入のほうを御説明させていただきます。

ページを 1 ページ戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

まず、上の段の表、1 款、1 項、1 目特別徴収保険料と 2 目普通徴収保険料につきましては、調定額に合わせてそれぞれ 415 万 5 千円の増額と 215 万 1 千円の減額補正を行うものです。

で、真ん中の表、3 款、1 項、3 目保険基盤安定繰入金につきましては、所得の低い被保険者の保険料軽減分を補填していただくため、一般会計から繰り入れるものですが、実績に合わせて、54 万 9 千円の減額補正を行うものです。

続きまして、下の端の表、6 款、1 項、1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越金相当額を計上するもので、442 万 5 千円の増額補正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

建設課長（池内伸雄君）

それでは、私のほうから議案第 8 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書 11 ページ、12 ページをお開きください。

令和 2 年度佐川町水道事業会計予算事項別明細書となっております。

まず、収益的収入及び支出から説明をさせていただきます。

上の表、収入をご覧ください。1 款、2 項、2 目他会計補助金につきましては新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金減免に関する減収補填のため、一般会計補助金として受け入れを予定しておりましたが、減免の申請件数が想定を大幅に下回ったことから、410 万 8 千円を児童手当減額分として 10 万 8 千円、合わせて 421 万 6 千円を減額するものであります。

水道事業収益の補正後の金額は 1 億 8,408 万 1 千円となっております。

ます。

下の表、支出をご覧ください。1 款、1 項、1 目原水及び浄水費、委託料 99 万円につきましては業務が完了したことにより事業費が確定したことから不用額を減額するものであり、下段、動力費 183 万 4 千円につきましては、実績見込みにより不用額を減額するものであります。

2 目配水及び給水費、委託料 22 万円につきましても業務が完了したことにより事業費が確定したことから不用額を減額するものであります。

続きまして、12 ページ、4 目総係費につきましては、事業執行に伴います各必要経費について執行見込額に応じた経費の合計 306 万 3 千円を減額するものであります。

2 項、2 目消費税及び地方消費税につきましては、建設改良費などの事業費用の減少及び一般会計出資金を一般会計補助金に組み替えたことにより、生じる納税額の増加見込額として 343 万 8 千円を補正するものであります。

3 目、雑支出につきましては一般会計補助金として受け入れを予定しております減収補填額の減額に伴い控除対象外消費税を費用化するための額、38 万 7 千円を減額するものであります。

水道事業費用は合計 305 万 6 千円の減額。補正後の金額は 1 億 6,471 万 9 千円となっております。

ページを 1 枚めくっていただいて、13 ページをご覧ください。資本金的收入及び支出について説明をさせていただきます。

上の表、収入をご覧ください。

1 款、2 項、1 目国庫補助金、3 項、1 目工事負担金、4 項、1 目一般会計出資金につきましては、配水管布設工事などの事業費用が減額となったことからそれぞれ減額をするものであります。

4 項、1 目一般会計出資金 1,401 万 2 千円のうち、1,279 万 3 千円につきましては、管理型産業廃棄物最終処分場の整備に伴い、配水管を整備するための調査、設計費用として 2 項、3 目他会計補助金に組み替えをさせていただくものであり、あわせて 2 項、3 目他会計補助金に水道加入金の免除費用、1 軒あたり 3 万 3 千円を 17 軒分として、56 万 1 千円、合計 1,335 万 4 千円を補正するものとなっております。

資本金的收入は合計 267 万 8 千円の減額、補正後の金額は 9,770 万

3 千円となっております。

下の表、支出をご覧ください。

1 款、1 項、1 目工事改良費につきましては、5 か年計画に基づき実施しております基幹管路の耐震化事業などの配水管布設替工事の入札減などにより、執行見込額が既決予定額を下回ることから、不用額 1,821 万 6 千円を減額するものであります。

資本的支出の補正後の金額は 1 億 5,983 万 3 千円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

私のほうから議案第 9 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計補正予算書詳細説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページ、9 ページで説明させていただきます。

まず、6 ページをご覧ください。事項別明細書、収益的収入及び支出、収入の部でございます。まず、一般会計負担金 22 万 6 千円の減額。こちらは地方創生の交付金の繰入金の減額でございます。後に支出で説明します額の確定に伴うものであります。

次に、補助金、これは年末年始休暇の際にコロナ対応をしました。その際の県からの協力金の補助金でございます。112 万 5 千円でございます。

7 ページをご覧ください。まず、材料費、診療材料費 900 万円の増額補正であります。先の 12 月議会の際に国の新型コロナウイルスの体制確保支援補助金としまして、2 千万円を収入の部に増額補正させていただきました。

この補助金は既に予算化しておる経費についても対応できるものでしたので、全額を既に予算化しておるものに対応する費用の削減という意味でそうしまして、支出の部には増額補正は組んでなかったところです。ところが、思わぬ、コロナ関係でマスクとか手袋、抗原検査の試薬とか PCR の試薬等がたくさん要りまして、このたび、900 万円の費用の増額補正を組まさせていただくものでございます。

次に、経費の 22 万 6 千円、これは先ほど言いました一般会計負担金の繰入金、22 万 6 千円の減額に対応するものでございまして、それぞれ額の確定に伴い減額するものであります。

次にデイケア費用 300 万円の減額、それとデイサービス費用 200

万円の減額ですが、当初予算ではそれぞれ、いや、当初予算ではデイケアを 600 万円、デイサービスを 400 万円。これは一般会計の基金への繰入金として計上させていただいておりました。ところが、コロナ関係でデイケア、デイサービスとも利用者が減少しまして、当初の 600 万円を出せば赤字、黒字のとんとんベースになってくる。あるいはこの 400 万円を出せば 900 万近くの赤字になってくるとかというような経営が非常に悪化しまして、基金への繰入金をそれぞれ半分に減少させていただくため、300 万円と 200 万円を減額し、残り 300 万円と 200 万円を基金へ繰り入れるというふうにさせていただいたものであります。

次に、8 ページをご覧ください。これはまず、収入のほうですが、一般会計負担金、これは地方創生の臨時交付金の繰入金、一般会計負担金ですが、214 万 4 千円の減額補正であります。なぜ、減額するかはその下のほうの建設改良のところ、工事請負費が 177 万 7 千円の減額、医療機械器具等購入費が 36 万 7 千円の減額、トータルしまして 214 万 4 千円の減額。これは入減等によります額の確定によります減額補正でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から、議案第 10 号から議案第 21 号までの説明をさせていただきます。

まず、議案第 10 号、令和 3 年度佐川町一般会計予算から議案第 17 号、令和 3 年度佐川町病院事業特別会計予算につきましては、予算勉強会におきまして、各担当課局長から説明をさせていただきますので、ここでは省略をさせていただきます。

それでは、議案第 18 号から説明をさせていただきます。

議案第 18 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町長副町長及び教育長の給料の額につきましては、平成 17 年度に職員手当の 5 % 削減を行った際に、合わせて引き下げが行われてからもとに戻さずその分下がった状態となっております。

昨年の佐川町特別職報酬等審議会において審議をし、その現状と県下 34 市町村の特別職の給与を考慮し、平成 17 年に引き下げた率分引き上げるとの答申をいただいております。この結果を受けまして、本議案は町長及び副町長の給料月額について、平成 17 年に引き

下げた率分引き上げる改定を行うものであります。

町長につきましては、69万8千円の給料月額を1万円引き上げて、70万8千円に。副町長につきましては、58万4千円の給料月額を9千円引き上げて59万3千円にしようとするものです。

この条例の施行日につきましては、現町長の任期満了月の翌月初日となります令和3年11月1日からの施行としております。

続きまして、議案第19号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほど説明いたしました議案第18号と同じ内容となっております、教育長の給料月額について、町長・副町長と同様に平成17年に引き下げた率分引き上げる改定を行うものであります。

54万7千円の給料月額を2千円引き上げて、54万9千円にしようとするものです。この条例の施行日も議案第18号と同じく、令和3年11月1日としております。

続きまして、議案第20号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議員報酬月額につきましては当町では平成23年2月の答申を最後に審議が行われておらず、平成18年4月から現在の議員報酬水準となっております。

佐川町の答申後の平成24年4月以降、県下9町村においては報酬の引き上げ等が行われており、その現状や報酬の低さによる議員のなり手不足の解消、次世代の議員確保といった観点から議員報酬月額を引き上げる改定を行うものであります。

なお、改定する報酬月額につきましては、先ほど説明をいたしました町長、副町長、教育長の給料月額と同様に昨年の佐川町特別職報酬等審議会に諮問し、同審議会における審議を経て答申された内容によるものとなっております。

議長につきましては26万9千円の報酬月額を2万円引き上げて、28万9千円に。副議長につきましては21万3千円の報酬月額を1万7千円引き上げて、23万円に。常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長につきましては、19万4千円の報酬月額を1万6千円引き上げて21万円に。その他の議員につきましては18万9千円の報酬月額を1万6千円引き上げて20万5千円にしようとするものです。

この条例の施行日につきましては、現議員の任期満了日の翌日で、

新たに議員任期が始まる令和3年10月16日から施行するものとい
たしております。

続きまして、議案第21号、集会所の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定につきましては、集会所の名称表記を統
一するため、条例の一部を改正するものであります。

現在の富士見町部落公民館の名称について、部落という言葉を削
除し、ほかと表記を統一し、富士見町公民館と名称を改めるもので
あります。

以上で、議案第10号から議案第21号までの説明とさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

それでは私から議案第22号から25号につきまして御説明をさせ
ていただきます。

まず、議案第22号、ロ481号客車展示施設の設置及び管理に関す
る条例の制定について、御説明をさせていただきます。

これは本年度、上町地区において実施をしております、工事が完
成します施設について新たに条例を制定するものでございます。議
案本文をご覧ください。

第1条趣旨、第2条が目的でございます。昭和初期から中期にか
けて青山文庫閲覧室として活用され、住民にもなじみの深いロ481
号客車を収容展示し、一般公開することで住民のふるさと愛の醸成、
それから観光振興施設のため設置するものと。事務所としての機能
も有しております。

第3条では説明書と場所について記載をしております、名称は
ロ481号客車展示施設としております。

第4条には事業がございますが、第2条の目的の達成のために、
一つ目が客車の一般公開について、二つ目が観光振興に関する事業
としております。三つ目がその他目的を達成するために必要なさま
ざまな事業を想定しております。

第5条以下には指定管理者について示してございます。

そして第8条に休館日、利用時間がございますが、休館日は原則
月曜日として、月曜日が国民の祝日の場合には翌日としております。
利用時間は午前9時から午後5時としております。

9条のほうには施設の入場料について示しておりますが、無料と
することとしてございます。

参考資料として議案第 22 条関係の参考資料をご覧いただけたらと思います。

完成の平面図をつけております。参考資料の上側が北側となっておりまして、新たに建築をした建物の平面図とそれに加えて文庫庫舎、それから浜口邸の配置をした全体の平面図をつけております。資料の左側に屋根が見えると思いますが、これは建築した展示施設の客車の展示部分が吹き抜け構造になってることを示すものでございます。図面中央に文庫庫舎が配置されております。その左側、方角で言うと西側に展示施設が配置されておりまして、展示施設の北側、客車を展示するスペースとなっておりまして、お客さんが駅のホームのように客車を見る事ができるような構造となっております。施設の山側、南側に事務所と倉庫などを配置しておりまして、施設管理者の事務所となります。建築した施設はもちろんですが、文庫庫舎敷地を含め一体的に利用できるように外構部分も改修を行っております。

附則としてこの条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。これについては以上です。

続きまして、議案第 23 号、佐川集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

これも議案本文をご覧下さい。

この条例改正は集落活動センター施設内に設置しております機材の使用料金について条例に新たに加える改正をするものでございます。

加茂の里の工房に設置しております機材、レーザーカッターでございまして、これまで機材を使用しないケースもありまして、利用者の負担の公平を図ることから、工房内で機材を利用する場合には工房の使用料に加えて機材の使用料金を別途徴収できるように改正するものです。機材の使用料金につきましては佐川発明ラボの設置及び管理に関する条例、この機材使用料と同額とするものとなっております。

新旧対照表をお配りしておりますが、そちらのほうをご覧ください。議案第 23 号関連資料でございまして。

新旧対照表の 1 ページ目、右側が改正後でございまして、下のほうに集落活動センター加茂の里の使用料の表がございまして。そのペ

ージ2ページ目をめくっていただくと裏、2ページ目というか裏ですね、の、右側を見ていただくと、レーザーカッターと追加となっております。使用料を新たに徴収する額の記述を追加しております。使用料につきましては佐川発明ラボの設置及び管理に関する条例の額としております。

使用料金の額は対象機材、レーザーカッターについては町内の大人の方が使用される場合は30分あたり500円、町内の18歳以下の子供さんにつきましては無料となっております。町外の方の場合には大人が30分あたり千円、それから18歳以下の子供さんが使用される場合には500円となります。

この条例の一部改正につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第24号、旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

これも議案本文をご覧ください。

これは新規に設置するものでございます。

旧黒岩中央保育所内の部屋と施設内に設置しております機材の利用について新たに条例を制定するものでございます。

第1条には趣旨、第2条に目的がございまして。旧黒岩保育所を利用して地域の文化芸術振興、それから地域の生涯学習の場の創出、木材活用の拠点施設として設置するものでございます。

第3条には名称と住所を記載してございます。

第4条には業務として先ほど説明をしました、一つ目が文化芸術振興及び生涯学習の場の創出として利用すること。それから二つ目が町産木材の活用につながる活動として設置するものとしてございます。

第5条には利用者の資格として第4条の利用目的業務を履行できる者としております。

6条から7条については利用するものの許可条件、制限についての項目となっております。第8条に施設内の部屋の名称、利用形態、利用の単位を定めた事項となっております。

第10条から11条につきましては利用料金に関する事項を定めておりまして、それぞれの部屋の利用料金を定めております。

第12条、13条は原状回復義務、それから損害賠償等について定めたものとなっております。

この議案本文最終ページをお開きいただきますと、別表がござい

ます。別表第 1 として、先ほどの第 8 条関係となっておりまして、各部屋の名称につきましては貸しアトリエ A から E に加えまして、創作室 1 と 2 としております。それぞれの利用単位はアトリエが 1 カ月単位となっておりまして、創作室は機材を設置してあることでもありますので、共同利用として 1 時間単位としております。

別表の第 2、利用料金の額を定めたものとしております。アトリエ A から E については利用される方の実態としまして 1 カ月ごとの利用料金としてございます。それから創作室 1 と 2 につきましては協同利用できる部屋として短時間利用できることとするために時間あたりとしております。創作室 1 の部屋に加工機材を設置しておりますので、この機材の利用につきましては部屋の利用料とは別途機材の利用料金を徴収するものとしております。機材の利用料金につきましては佐川発明ラボの設置及び管理に関する条例で定めた額と同額としております。

参考資料としましては議案第 24 号関係を添付しておりますが、施設の名称とそれから部屋の名前について説明できる資料としております。

この条例は附則として令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

参考資料は後ほどご覧ください。

それから、次に議案第 25 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この、空き家活用住宅の条例につきましては、町内にある空き家を所有者から町が借り上げまして、耐震改修及びリフォーム改修工事を行ったうえで移住希望者に貸し出すものでございます。

今回の条例改正につきましては、本年度、所有者から借り上げ改修工事を実施しました 4 軒について工事が完成しますので、その完成物件について加えるものとなっております。

議案本文をご覧ください。別表第 2（第 15 条関係）の表をご覧ください。これまで 5 軒の物件でしたが、今回 4 軒分、表の中と言いますと春日住宅、兎田住宅、室原住宅、堂野々住宅を新たに加えるものとしております。建物の名称住所それから構造、使用料は表のとおりとなっております。

参考資料としましては建物の間取りを表示した資料をつけており

ますので、後ほどご覧ください。

なお、この条例は附則として令和３年４月１日から施行するものでございます。以上でございます。

町民課長（和田強君）

それでは、私のほうから議案第２６号と２７号の説明を続けてさせていただきます。

まず、議案第２６号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、説明させていただきます。

参考資料議案第２６号関係、新旧対照表をご覧ください。

現行の佐川町国民健康保険条例におきましては新型インフルエンザ等対策特別措置法の特例を定めた附則第１条の２を引用して新型コロナウイルス感染症の定義づけを行っております。それが現行のほうのアンダーラインを引いた部分になります。

その特別措置法附則第１条の２を削除する新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が令和３年２月１３日に施行されたことに伴いまして、条例の附則第１条の２を引用している箇所について改正後のように改正する必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第２７号、佐川町地域振興基金条例の制定につきまして説明させていただきます。

こちらも参考資料議案第２７号関係をご覧ください。

これは新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設に伴いまして、昨年１２月２５日に高知県と佐川町の間で締結しました、地域住民の不安解消のための取り組み及び地域振興に寄与する事業に関する協定書で定める振興策等の事業区分等を記載した表になっております。

この別表に記載された事業のうち、今、太枠で囲んである部分、事業区分で申しますと、１地域住民の不安解消のための取組の中の（２）流域全体を視野に入れた長竹川の増水対策（町実施分）、それと、２地域振興に寄与する事業（県実施分）及び、３地域振興に寄与する事業（町実施分）を実施するにあたりまして、協定に基づき町の実質的な負担の財源として県から交付される交付金を基金として積み立てるために設置するものでございます。

で、議案本文をご覧ください。この条例の第２条、毎年度積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めとなっておりますが、交付金につきましては一旦、基金のほうに積み立てを行います。

そして、事業に充当するにあたりましては第5条の処分にに基づきまして、一般会計の歳出の予算のほうに、歳入歳出予算に計上して処分するという仕組みとなっております。以上です。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後0時8分

再開 午後0時9分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで1時半まで食事のために休憩します。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時30分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

建設課長（池内伸雄君）

それでは私のほうから議案第28号、議案第29号の説明をさせていただきます。

まず、議案第28号、佐川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

参考資料、議案第28号関係、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正につきましては、道路法等の一部を改正する法律により、歩行者利便増進道路が創設され、道路構造令第41条に新設された歩行者利便増進道路に係る規定が加えられたことに伴い、改正前の道路構造令第41条が第42条に繰り下げられたことにより、改正前の道路構造令第41条を引用している条文について所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第29号、債権の放棄について説明をさせていただきます。

議案本文をご覧ください。この債権につきましては、佐川町住宅新築資金等貸付条例に基づき、債務者に貸し付けをしておりました

住宅新築資金貸付額 620 万円にかかわるものであります。

放棄する債権額は 298 万 7,759 円となっております。この債権につきましては、平成 4 年に住宅新築資金として 620 万円を貸し付け、その後、契約どおりの償還に至らなかったことから、当該不動産に設定をしております、抵当権を行使しまして、担保不動産競売を申し立て配当金を受領いたしましたが、完済には至らず、滞納となったものでございます。

債務者本人につきましては、平成 21 年に破産し、免責が確定しており 2 名の連帯保証人のうち 1 名につきましても平成 20 年に破産し、免責が確定しております。もう 1 人の連帯保証人につきましては平成 26 年に死亡し、その相続人全員が相続放棄を裁判所に申し立て、受理されていることが判明いたしております。

以上の理由により、この債権額 298 万 7,759 円につきましては、これ以上の回収が望めないことから債権を放棄するものでございます。

参考資料議案第 29 号関係をご覧ください。

死亡しております連帯保証人についての相続関係者の資料となっております。

赤色で表示しております被相続人 A が死亡している連帯保証人となっており、死亡に伴います相続人を青色で表示をしております。相続人 8 人全て相続を放棄し、裁判所で受理をされております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治）

私から、議案第 30 号から議案第 35 号までを御説明させていただきます。

まず、議案第 30 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

参考資料の 30 号関係と書いた新旧対照表をご覧くださいと思います。

今回の改正につきましては、第 8 期介護保険事業計画の策定に伴いまして、第 2 条、第 1 項で規定をしております、第 1 号被保険者の介護保険料について、令和 3 年度から令和 5 年度までの額を改定するものとなっております。

基準額となります第 2 条、第 1 項、第 5 号、令第 38 条、第 1 項、

第5号に掲げるものにつきまして、これまでの年額7万2千円、月額にいたしまして6千円を、年額6万9,600円、月額にいたしまして5,800円とするものでございます。月額におきましてこれまでより200円の減額となります。

また、附則の改正につきましては先ほど説明があった議案第26号と同じく、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2、第1項に規定する文言の経過措置期間を過ぎましたことから、文言を変更するものでございます。施工日は介護保険料については令和3年4月1日、附則については交付日となります。

続きまして、議案第31号、佐川町在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

今回の改正につきましては、第8期の介護保険事業計画の策定にあたりまして、近隣の市町村の取り組み等を勘案いたしまして、支給要件を見直す内容となっております。

お手元の参考資料、議案第31号関係の新旧対照表をご覧ください。

この在宅介護手当につきましては、目的として在宅にあたる介護者の労に報い、在宅介護を推進するということになっておりますが、現金を支給する制度のために、対象世帯の経済的な軽減負担というものにつながる制度です。

同様の制度につきまして、近隣の市町村の制度の内容、有無、そういったものを比較検討いたしまして、それから対象者を高齢者と、高齢者の介護者というふうにしたうえで、改正後の第2号におきまして、支給要件に住民税非課税世帯であるということを加えるものでございます。

施行日は令和3年4月1日となっております。続きまして、議案第32号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題、それから高齢者を支える人口が急激に減少します2040年問題というものに対応して、介護現場での安全性やサービスの質の向上を前提に人員配置基準を緩和できる仕組みとするため、関係する4つの条例を一括して改正するものでございます。

この新旧対照表、1番上の佐川町指定地域密着型サービスの事業

の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表の中の、44 ページから 45 ページにかけてのところをご覧いただきたいと思います。

この部分で第 182 条におきまして、ユニット型施設の基準規定がされております。1 ユニットの定員につきましては、第 1 号の(イ)に規定されておりますけれども、今回の改正におきまして、夜間、それから深夜を含めた介護看護職員の配置実態を勘案して、職員を配置するように努めるということが求められますが、現行のおおむね 10 人以下から、原則としておおむね 10 人以下として、15 人を超えないとすることができるようになります。

そのほか、関係 4 つの条例の中で科学的な介護の推進、それから認知症対応力の向上、感染症対策の徹底や中立的なケアマネジメント体制の確立を目指すために改正を加えております。

施行日は一部を除き令和 3 年 4 月 1 日となっております。

続きまして、議案第 33 号、佐川町立保育所に関する協定書の締結につきまして、御説明をいたします。

別添参考資料の議案第 33 号関係と書いた協定書をご覧ください。

この協定書は高知市の児童について、保護者の利用申請に基づいて新年度から町立永野保育所を利用するにあたって、保育料の徴収、委託料の支払等の取り決めを規定した協定書となっております。

協定の締結日は令和 3 年 4 月 1 日となっております。

続きまして、議案第 34 号、佐川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について御説明をいたします。

これにつきましては、計画書の案をおつけしておりますので、その計画書案の中で、計画の概要、それからポイントとなる部分だけ説明をさせていただきます。

計画書案をお手元に開いていただいて、表紙を 2 枚めくっていただきますと目次がございます。この計画の全体の構成として、全部で 9 章の構成になっております。

第 1 章として計画にあたってという項目、それから第 2 章障害のある人を取り巻く状況、第 3 章として計画の基本的な考え方、第 4 章として重点施策、第 5 章として障害者施策の推進、第 6 章として達成すべき成果目標の設定、第 7 章として活動指標とその確保のための方策、第 8 章として成年後見制度促進計画、次のページで第 9 章として計画の推進体制等ということで規定を構成がされております。

す。

続きまして、計画の法的な位置づけなんですけれども、5ページをお開きいただきたいと思います。

この計画は3つの計画からなっておりますが、障害者計画につきましては障害者基本法第11条に基づく市町村の障害者計画。それから第6期の障害福祉計画につきましては障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画。それから第2期の障害児福祉計画につきましては、児童福祉法の第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画ということで、これらに基づく法定の3つの計画を一体的に策定をするという形になっております。

続きまして、中身、内容につきましてですが、46ページをお開きいただきたいと思います。

手前の45ページから基本的な考え方ということで、基本理念と目標像を掲げております。

46ページのほうで基本理念が3つあります。一つとしてみんなが互いに認め合い支えあう町、二つ目としてみんなが輝き自立した生活を送れる町、三つ目としましてみんなが安心して暮らせる町、この3つの基本理念を掲げ、目標像として下にありますが、「やさしさはぐぐむみんなのさかわ」というものを目標像として掲げております。

施策の中身ですけれども、50ページ、51ページに重点施策がございます。

重点施策として5つのことを挙げらせていただいております。一つ目心のバリアフリーの推進ということで、障害者差別解消法が施行されまして、本町においても平成29年に佐川町手話言語条例というものが制定をされております。今後におきましても引き続きさまざまな機会を通じまして、障害についての偏見や差別をなくすための意識活動をさらに取り組みを進めていきます。

それから二つ目の項目、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、精神障害者も地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように医療障害福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助けあい、教育が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

三つ目として、外出支援の充実ということで、障害のある人が外出するためには付き添いや介助が必要ということで、介助には障害

特性に応じた支援が求められております。人的、経済的な支援だけでなく、ハードとソフト両面から地域社会全体が障害のある人にとって暮らしやすい、活動しやすい町になるように取り組みを一層進めてまいります。

四つ目として、相談支援体制の充実です。相談支援専門員の人材確保とともに本人または家族の思いに寄り添いながら相談支援ができる体制整備を推進していきます。また、障害者のケアマネジメントに基づく質の高い支援をはかってまいります。

最後に五つ目としまして、災害時要配慮者対策の充実という項目で、避難したくても避難できない人に対しての避難行動支援、それから障害の特性に配慮した福祉避難所の体制構築など、災害から障害のある人を守る地域の仕組み作りを推進していきます。

この5つの重点施策を特に取り組みながら以下のページに記載しております具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

第34号の御説明は以上になります。

次に議案第35号、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定につきまして御説明をさせていただきます。

これも先ほどと同じように計画書の案のほうで説明をさせていただきます。

高齢者福祉計画介護保険事業計画の目次になりますが、ページを2つめくっていただきましたら目次がございます。全体の構成につきましては全8章からなっております。

第1章として計画策定にあたって、第2章として佐川町の現状と課題、第3章で計画の基本的な方向、第4章で施策の展開、第5章で介護保険料の設定、第6章で成年後見制度利用促進計画、第7章で計画の推進体制、第8章では資料編という形になってます。

この位置づけになりますけれども、2ページに法的な位置づけが書いてございます。高齢者福祉計画につきましては、老人保健法第20条の8の規定による老人福祉計画という位置づけになります。介護保険事業計画につきましては、介護保険法第117条に規定された計画ということで、今期が第8期になります。計画期間につきましては、下に書いてございますとおり来年度からの3カ年となっております。

内容につきまして御説明をさせていただきますと、36ページに計

画の基本構想、基本理念が書いてございます。第8期の基本理念につきましては第7期計画を継承しまして、「あんしん・いきいき・まごころの郷 さかわ」といたします。で、内容につきまして、今後、高齢者、高齢化が進む中でそれとあわせまして地域共生社会の実現を図っていくことが必要とされまして、こういった理念を掲げまして第8期の計画を策定し、下の最後に書いてございますとおりに住民の誰もががっつき合い、生きがいや役割をもち、助け合いながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを「チームさかわ」で目指してまいります。

基本目標といたしまして、次の37ページにございます。4つの目標を掲げております。この4つの目標を地域の拠点でありますあつたかふれあいセンター、それから集落活動センターと連携をしながら取り組みを進めてまいります。

一つ目として「いきいき健康づくりの支援」、二つ目として「あんしん福祉サービスの充実」、38ページにいきまして三つ目に「まごころ地域ケアの推進」、四つ目といたしまして、「介護保険制度の持続可能性の確保」ということで、次の39ページから施策体系に基づきまして、各取り組みの記載がございます。

基本的には第7期からの継続事業が主な内容になっております。

続きまして、介護保険料のことについて少し御説明をさせていただきます。68ページ、69ページをお開きいただきたいと思います。

この中で68ページには介護保険料、今回年額6万9,600円になった計算の結果が載っております。

下段、中段、中ほどより下のところに点線の枠囲みがありますが、保険料の収納出額が9億5,569万9千円、3年間です。それに対しての被保険者補正をしたあとの1万3,753人を割り込んで年額の金額を出しております。この中で基金を5,190万円取り崩しをしておりますが、この基金の取り崩しの考え方について次の69ページに記載をさせていただきます。佐川町のここでは準備基金と書いてありますが、佐川町では佐川町介護保険運営基金というものにあたります。で、近年、残高が増加をしております。で、下の表にあるように元年度末の残高については1億8,569万6千円と。で、令和2年度においても一定の金額は今のところですけども、積み増しできるのではないかとというふうに考えております。

この理由につきましては介護予防の取り組み、それから在宅介護

の推進ということで、医療費が、介護費が抑制をされているということも要因の一つであります。

基金の考え方につきまして、下のほうに、表の下のほうにありますけれども、佐川町におきましては介護保険の総給付費、年間の総給付費の 11.8%にあたる金額が基金としてございます。近隣の市町村に比べまして若干多くの基金を持っているという状況になっております。今後、新型コロナウイルス感染症の影響によって要介護者が増えるということも想定されますけれども、そういったものを想定しながら一定、基金の残高を 8 %、総給付費の 8 %程度確保していれば、一定のそういった事態にも対応ができるという考えのもとで 5,190 万というものを取り崩すということになっております。

以上が議案第 35 号の御説明になります。私からは以上です。よろしくお願いします。

教育次長（吉野広昭君）

私のほうからは議案第 36 号、佐川町総合文化センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、現在工事を行っております総合文化センターの非構造部材の耐震化及び劣化箇所の改修及び研修室等の模様替えの完成に伴い、部屋の名称をより分かりやすくするため変更するものです。

お手元の参考資料議案第 36 号関係の新旧対照表をご覧ください。今回名称を変更するのは、1 階和室としておりました和室のほうを和室 1 に、2 階の和室としておりました 2 階の和室 2 室を和室 2、3 に名称を変更するものです。

今回の改正で使用料については変更はありません。また、これまで備考欄のほうに宴会時に白い布を使用した場合、クリーニング代金を実費徴収するというふうに記載しておりましたけれども、近年では布製のものは使用しておらず、紙製のクロスを使うこととしておるため、今回の改正にあわせてこの部分を削除いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私からは議案第 37 号から議案第 40 号までの説明をさせていただきます。

議案第 37 号は旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定となっております

す。

この指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定によりまして、従前から指定管理者になっていただいております西町 8 区自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものとなっております。

指定の期間につきましては、議案にありますとおり令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日末としております。

続きまして、議案第 38 号です。

議案第 38 号は、富士見町公民館の指定管理者の指定についてとなっております。

これも同じく佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定によりまして、従前から指定管理者になっていただいております、富士見町自治会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものがあります。

こちらのほうも議案のほうの指定の期間を令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとしております。

続きまして、議案第 39 号です。

議案第 39 号は三野公民館の指定管理者の指定となっております。

こちらも同様に佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく、公募によらない選定によりまして、従前から指定管理者になっていただいております三野自治会を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものであります。

同じく議案のほうに指定の期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとしております。

続きまして、議案第 40 号です。

議案第 40 号は池田団地集会所の指定管理者の指定についてとなっております。こちらも同様に佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、第 2 条に基づく公募によらない選定により、従前から指定管理者になっていただいております、池田団地自治会を指定管理者に指定することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

同じく議案にありますように、指定の期間は令和 3 年 4 月 1 日か

ら令和 8 年 3 月 31 日までとしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

それでは、私のほうから議案第 41 号、ロ 481 号客車展示施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

この議案第 41 号も指定管理についてございまして、ロ 481 号客車展示施設の指定管理者の指定につきましては佐川町の公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定によりまして、議案本文にあるとおり一般社団法人佐川観光協会を指定管理者に指定をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

議案本文 3 のほうにあります、指定の期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 5 カ年としております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは、私のほうからは議案第 42 号について説明をさせていただきます。

議案第 42 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定につきましては、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条に基づく公募による選定により、高知県高岡郡日高村下分 1347 番地、有限会社ファイブ・エコ、代表取締役川村裕範を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 カ年としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

産業振興課長（森田修弘君）

私のほうから議案第 43 号と議案第 44 号の御説明をさせていただきます。

議案第 43 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定につきましては、佐川町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条に基づく公募によらない選定により、現在の指定期間の 3 年間で令和 3 年 3 月 31 日に期間が満了することに伴い、これまでの実績から引き続き尾川地区活性化協議会を指定管理者に指定することについて、議会の議決を求めるものです。

なお、指定の期間につきましては令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの３年間としております。

議案第４４号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定につきましては、議案第４３号と同様に、佐川町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第２条に基づく公募によらない選定により、現在の指定期間が令和３年３月３１日に期間が満了することに伴い、これまでの実績から引き続き高知県農業協同組合を指定管理者に指定することについて議会の議決を求めるものです。

なお、指定の期間につきましては令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの３年間としております。どうぞよろしくお願いします。

教育次長（吉野広昭君）

それでは、私のほうから佐川町学校給食特別会計補正予算について御説明させていただきます。

事項別明細書の１０ページ、１１ページをご覧ください。

今回の補正の内容につきましては１款、１項、１目の１０需用費に賄材料費が不足する見込みとなったため、３０４万５千円増額して計上するものです。

続きまして、歳入になります。８ページ、９ページにお戻りください。

１款、１項、１目給食負担金のうちの、１節現年分保護者負担金、こちらのほうも同額３０４万５千円歳入に計上するものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長（岡村統正君）

これで議案第３号から議案第４５号までの提案理由の説明を終わります。

本日の会議はこれをもって終わります。

次の開会を８日の午前９時とします。

本日はこれをもって散会をします。

散会　　午後２時１０分

